

令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

( 12 月 6 日 )  
( 第 35 号 )

第  
35  
号  
12  
月  
6  
日



令和3年

# 三重県議会定例会会議録

## 第35号

○令和3年12月6日（月曜日）

---

### 議事日程（第35号）

令和3年12月6日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第2 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第3 議案第173号  
〔提案説明〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第3 議案第173号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎

7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	野 村	保 夫
16	番	木 津	直 樹
17	番	田 中	祐 治
18	番	野 口	正 弘
19	番	倉 本	崇 道
20	番	山 内	里 香
21	番	山 本	稔 尚
22	番	稻 森	初 男
23	番	濱 井	真 治
24	番	森 野	衛 野
25	番	津 村	熊 三
26	番	杉 本	宜 昭
27	番	藤 田	昭 成
28	番	稻 垣	成 生
29	番	石 田	村 聡
30	番	村 林	正 人
31	番	小 林	富 男
32	番	服 部	孝 栄
33	番	谷 川	東 豊
34	番	東	

35	番	長 田 隆 尚
36	番	奥 野 英 介
37	番	今 井 智 広
38	番	北 川 裕 之
39	番	日 沖 正 信
40	番	舟 橋 裕 幸
41	番	三 谷 哲 央
42	番	中 村 進 一
43	番	津 田 健 児
44	番	中 嶋 年 規
45	番	青 木 謙 順
46	番	中 森 博 文
47	番	前 野 和 美
48	番	山 本 教 和
49	番	西 場 信 行
50	番	中 川 正 美
51	番	舘 直 人

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主査)	辻 昌 平
書 記 (議事課主査)	中 西 孝 朗

---

## 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵里子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋

教 育 長

木 平 芳 定

公安委員会委員長  
警 察 本 部 長

種 橋 潤 治  
佐 野 朋 毅

代表監査委員  
監査委員事務局長

伊 藤 隆  
紀 平 益 美

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

降 旗 道 男  
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

田 中 利 佳

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第173号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

**提 出 議 案 件 名**

議案第173号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第15号）

---

## 質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。12番 田中智也議員。

〔12番 田中智也議員登壇・拍手〕

○12番（田中智也） 皆さん、おはようございます。

一見知事になられてから、初めての一般質問ということで出させていただくものですから、大変緊張しております、一見知事、今日もブルーのストライプのネクタイで、割と拝見させていただくとストライプのネクタイが多いなと思わせていただんですけど、ネクタイ占いみたいなのが実はありましてね、見せてもらうと、ストライプは、結構その御自身を主張するタイプの方やというので。一見勝之さんという方、そういう方かなと思いつつながら、ただブルーは、やっぱり非常に冷静で機転が利くという色だそうでございますので、そういう持ち味をしっかりと、一見県政を發揮していただいて、今、強じんな美し国みえビジョンを策定中でありましてけれども、一見カラー、しっかり出していただけたらなと思うところであります。

前置きはそんなことにさせていただきながら、早速ですけど、通告に従いまして、質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目が、大規模災害発生時の備えについてということであります。

昨日も、みえ地震・津波対策の日シンポジウムが桑名市で開催されました。

大規模災害に対して、しっかりと過去の教訓を生かして、万々が一、発生した場合にしっかりと備えていくということは、当然のことです。

紀伊半島大水害は、本県にとっては非常に大きな出来事でありました。

先般、私も熊野市、御浜町、紀宝町で開催された紀伊半島大水害10年防災訓練に参加してまいりました。

当然ですけど、一見知事もお越しいただいていまして、りりしい防災服姿、一方、私は防災服を身にまといましたら、野呂部長が、私も見かけても全然気づいていただけなかったものですから、全然なじんでいないのかなと思



ながらも、しっかりと気持ちとしては、やっぱり災害に備えるという気持ちをしっかりと持ち続けていきたいと思ったところでもあります。

もう一度、紀伊半島大水害についても、おさらいというか思い起こす意味でも述べさせていただきますと、平成23年、台風12号、9月1日から5日にかけて、県南部にわたって長期間に激しい雨が降り続いたということでもあります。各地で浸水被害、土砂災害が発生をいたしまして、防災関係機関の懸命の救助活動にもかかわらず、2名の方が本当に残念ですけれども犠牲になられ、1名の方が行方不明ということでもありますし、住宅被害は2768棟という大災害でありました。

特に熊野市、紀宝町、御浜町の被害は甚大で、災害救助法が適用されたということでもあります。

インフラ面でも、相野谷川で破堤いたしまして、その他の川でも越水が多数発生をするという状況でありますし、県内ほかの地区においても、土石流や山腹崩壊が発生した。国道42号線や多くの県道で路肩の欠損を生じて、孤立集落が多数発生したということでありました。

ライフラインに関しましては、配電線の断線とか電柱の倒壊等で県内の累計停電戸数は4万9060戸、これはピーク時でありますので、9月17日に復旧ということでもありますし、電話回線もピーク時には1万7619回線、これも復旧が少し電気よりは遅くて9月27日に復旧という形、断水に関しましても、ピーク時では1万5947戸、これは9月16日に復旧となっています。

先ほど、関係機関の懸命の救助と申し上げました陸上自衛隊、海上自衛隊、警察航空隊・防災航空隊、海上保安庁など多くの機関の協力を得ながら対応に当たったわけでもあります。

県においても、保健師を多く派遣していただいて、被災住民の方々のメンタルケアも含めて対応に当たっていただいたという状況でありました。

この災害を受けて、県は、近年、気候変動の影響などにより局地的や短時間での集中豪雨が発生しており、いつどこで被害が発生してもおかしくない状況。今後、改めて風水害に強い県土づくりを推進していく必要があると受

け止めて、迅速な初動体制の確立、迅速な避難体制の確立、地域防災力の向上、そして被災地域の早期の復旧、復興、これを今後の課題として10年間取り組んでいただいたところです。あれから10年という節目の年に、この防災訓練を実施していただきました。

11月14日です。熊野市民会館、熊野市立木本小学校、これをメイン会場として、それ以外の熊野市内や御浜町、紀宝町、いろんなところをサブ会場として実施がされたということであります。

設定としては、台風通過前から避難行動、台風の接近に伴い警戒レベル3という設定だったと思います。高齢者の避難が始まりました。

熊野市民会館へお邪魔して見せていただくと、まずは、ただいまから訓練を開始しますという宣告の後に、熊野市有馬町でしたかね、高齢者の方々が避難していく映像が映し出されました。恐らくMyまっぷラン+、あれを活用しての避難経路を高齢者の方々が避難されていくという映像でございました。協力いただいた各機関というか、参加機関としては、和歌山県、奈良県、奈良県桜井市、それから先ほどの自衛隊の皆さん方、海上保安庁の方、NHKやケーブルテレビなどのテレビ局、それから携帯電話の通信会社等、本当に多くの関係機関に御参加をいただいたところでありまして、みえ災害ボランティア支援センターも、いろんな団体が集まってのセンターですけれども、御参画をいただいたということでありまして、三重県ドローン協会にも御参加いただいたということでありまして。

そこらを見せていただくと、ライフライン事業者の避難所における支援、給水もそうですけれども様々、携帯電話の充電とか、それは自動車販売ディーラーの方にも御参加いただいて、EV車が設置されて、そこから電源を取って様々な家電製品が動くよということの展示も含めてやっていただいたということでありまして、知事御出身の海上保安庁の船舶による物資輸送、この辺りについても映像として確認させていただいたり、あとドローンによる物資の輸送、現行のドローンはそれほど大きなものを運べないということには承知していますけれども、しっかりと確実に孤立した集落に物資が届くと

ということが確認できたところであります。

そして、他県の御参加もいただいたということで、具体的には、パネル、今、示しました。（パネルを示す）

奈良県水道局が、給水ということで、木本小学校にお越しいただいて、防災服を来ているの、分かりにくいですけど、私です。あれを見て、野呂部長が何で僕と分からんのかなと思って、ちょっと不思議なところもあるんですけど、こういう状況で、あと、少し御紹介いたしますと、これが実際の給水バッグです。（実物を示す）これ、現地で、私がああいう形で給水を受けて、持ってみたらこれ全部で10リットル入るんですけども、半分ちょっと3割ぐらいですかね。結構重たいですね。重たいなとこうやって持っていたら、知事が、背負うやつがありましてねと、給水バッグ、あっ、なるほど。私は、そこでこの今回の訓練に、私自身も参加をさせていただいたと言うとおこがましいかも分かりませんが、給水を受けて、このバッグを持ってみて、もし自身の避難をしている場所へ歩くとすれば、結構体力的には大変だな、手も痛いな、この後、実はこのバッグ持って、ずっと避難所の設営のところもずっと見ておったんやけど、結構手に食い込んで痛かったものですから、そんなことを気づかせていただいた、そんな訓練だったなと思います。

他県からの御参加をいただいたということは、非常に、もし県境で起こった場合には、非常に有意義な意義の深い訓練だったなと思いますし、和歌山県の防災ヘリがしっかりと、本県の防災ヘリが相互に被災地域を調査し、それをヘリテレシステムでの映像という形で、高精細の画像で映していただいたということでもありますので、非常に映像のすごさも感じさせていただいたところであります。

川口准教授は、講評の中でこうおっしゃいました。

実施する前の準備で、十分な調整がやはり訓練というのは必要だと。それが、実際のときに生かされる。また、この訓練で感じた違和感や疑問点、今後どうしていくかが重要であるということでもあります。

私は、この違和感という言葉に非常に反応いたしました。何事でもそうで

すけれども、違和感を違和感として置いておかないということが大事だと思うんですね。みんなの目で見てもおかしい、課題だという認識できるものについては、皆がかかると思うんです。ただ、違和感程度のものに関しては、自分の中で終わらせてしまうかもしれない。その感じた違和感というものを、隣の人にも聞いてみる。または、皆で議論してみる。僕は違和感と感じたけれども、あなたはどうか。いや、僕も違和感と感じたということであれば、その違和感をやはりなぜ違和感となったのかを検証し、課題が見つければ、それを一つ一つこなしていく。やっぱりこれをしていくべきではないかなと思っているところであります。

そこで、お伺いしたいと思います。

この紀伊半島大水害10年防災訓練を通じて得た県としての課題といたしましょうか、違和感や疑問点などについて、どう受け止めておられるかお聞かせいただきたいと思います。

〔野呂幸利防災対策部長登壇〕

**○防災対策部長（野呂幸利）** それでは、紀伊半島大水害10年防災訓練に関しまして、訓練を通じて得た課題、疑問点、違和感を含めて、その課題について、どのように取り組んでいくのか御答弁させていただきたいと思います。

議員から丁寧に御紹介いただきました紀伊半島大水害は、この教訓を継承していくために、10年の節目にある今年、紀伊半島大水害プロジェクトとして、ワークショップであったり、シンポジウムを開催し、その一環として、11月14日に県の総合防災訓練では、初めて風水害を想定した紀伊半島大水害10年防災訓練を実施させていただきました。

今回の訓練では、先ほども御紹介がありましたけれども、救出救助であったりとか、物資輸送、地域住民による避難所の運営等に加えて、水害のその当時に課題となりました情報収集・共有の遅れ、ワークショップで出されました関係機関とのさらなる連携の必要性といった課題に対応するために、デジタル技術を活用して新たな手法を取り入れたところでございます。

具体的には、紹介いただきました防災ヘリでございますけれども、和歌山

県と三重県の防災ヘリが相手方の被災状況を確認して、それを相手方の県に送るといった新しいやり方でございます。あとは、タブレットを活用した映像収集であったり、ウェブ会議システムを活用して、市町や他県とも情報伝達を行いました。さらには、26か所で分散しました訓練会場の状況をオンラインによりリアルタイムに共有する取組を実施したところでございます。

訓練後、評価者の三重大学大学院の川口准教授からは、多様な情報収集・共有手段の確認ができた。市町や他県など多くの関係者と連携できた点を高く評価いただきました。一方で、先ほど御紹介がありましたけれども、訓練を通じて感じた疑問や違和感を今後解決すべき課題であると、取りこぼすなど、議論を行って、今後の取組に反映していく、そういう必要があるよねと指摘いただいたところです。

私どもも、感じた疑問や違和感を出し合って議論させていただきました。その中で気づきを得たところがございます。それを、大きく三つの課題として、今後の取組に反映したいと思っています。

一つ目は、航空機、ドローン、ウェブ会議システム、映像情報について、これまで以上に幅広い情報収集できました。今後は、この収集した情報を生かして、整理・分析し、対策の立案につなげていくための演習に取り組む必要があります。

二つ目は、大規模災害のときには、県や市町の対応だけでなく、国からの支援が必要になります。そのため、例えばウェブ会議を活用して、国と連携した訓練をより充実していく必要があります。

三つ目は、災害時には、道路の寸断や電気・通信の途絶など訓練とは異なった状況の中での活動が想定され、そのような状況も前提にした訓練を積み重ねていく必要があります。

こうした課題を踏まえ、様々な災害状況を可能な限り再現し、訓練の充実を図っていきたいと考えています。

災害対応力を高めていくためには、実践的な訓練を積み重ね、その結果を検証し、改善につなげていくプロセスが重要だと考えています。

あわせて、訓練だけではなく、その前提として、職員一人ひとりが高いアンテナと感受性を持ち、感じた疑問や違和感を取りこぼすことなく、業務の改善や資質の向上に不断に取り組んでいく組織風土をつくっていくことが、災害時における的確な活動につながるものと考えます。

今回の訓練を機に、こうした感性と姿勢を持った職員をこれまで以上に育てることができるよう組織運営に取り組んでまいります。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

やはり課題が3点ほどに、取りあえず現時点では見つけていただいて、取り組んでいくという力強いお言葉でした。

本当に、そういう形で、違和感を違和感として放っておかない。疑問点などは、結構前面に出てくるものですが、違和感やはり押し込んでしまう傾向にあると思うんですね。そこら辺はやっぱり気をつけていきたいなと思います。

実は、この10年防災訓練に参加させていただくときには、熊野市民会館の中で映像を見るだけで、非常に臨場感のないものじゃないかなと、正直申し上げて、あまり期待せずにお邪魔したんです。ただ、今まで参加を、視察させていただいた訓練ですと、広い会場を使って、ここで道路警戒の訓練が始まりました。こちらで、ビルからの救助訓練が始まっています。こちらでは地域の住民さんの消火器による消防訓練、消火活動が始まっていますみたいなことが、こういうふうに切り取られてあるんですけれども、要はあれと比べると、今回の訓練は、映像を通してですけれども現地で地域の方が自らが動いておられたりとか、その臨場感ある状況の中で訓練していただかなければならない人、感じていただかなければならない人たちがそこで動いていたということを、映像を通じてつぶさに見られたということは非常に大きいなと思います。

タブレットでつないでやるやつには、ちょっと音声が入らなかったりとかというのはありましたけれども、それはそれとして、改善していけばいいこ

とですし、繰り返しになりますけど、ヘリテレシステムの映像は、こうも高精細かと、航空自衛隊が浜松基地から飛んできていただいて、航空機からの映像も映し出して、もう高精細でした。やっぱりこういう映像の優位性、情報通信システムの優位性がこんなにもあるんだなと思ったところです。

我が会派の中瀬議員が、10月の一般質問で常設の危機管理センターの必要性を求められました。そのときに触れられましたけれども、本県の災害対策室は非常に狭いというお話でした。

私もこの訓練が終わってから、災害対策室へ少しのぞきに行かせていただきました。確かに狭い。ただ機器類は、多くのモニターがあって、タッチパネルでいろんなことができるようなモニターですし、システム自体はすばらしいなと思ったところではありますけれども、非常にちょっと狭いし、これで大丈夫かというのは、思わずにはいられなかったというのが感想であります。

これまで、三重県としては、災害対策本部体制の強化に取り組んできていただきました。災害対策統括部の設置でありますとか含めて、その組織の見直し、それから緊急派遣チーム、これは非常に大きなことだと思います。実績も上がっています。市町村派遣は、まだ実績はないようですけれども、しっかりと動いていただけてきたということでもありますし、三重県版タイムラインの策定、いつ誰が何をするのかということ、時系列でしっかりとあらかじめ想定しやっておく、感じておくということも含めて大きいなと。それで、三重県版ということはありませんけれども、この3月からは、今年度からは県内全29市町で運用が始まっているということも非常に大きな成果だと思うんですね。これは、もうあくまでもやっぱり風水害、紀伊半島大水害を通じて感じた教訓を生かしてきたこの10年間だったと思うんですけれども、どちらかというソフト対策というか、ソフト的な取組が多かったのかなと思うところです。

そこで、ちょっとパネルを見ていただきたいと思うんですが、（パネルを示す）これは、東京都有明にあります東京臨海広域防災公園のオペレーショ

ンセンターというか、EOCというんですかね、エマージェンシーオペレーションセンター、災害対策室というか本部というか、大画面のモニターがあって、周りには小さなモニターがたくさんあります。映画「シン・ゴジラ」の撮影にも使われた部屋でありますけれども、これは2019年、うちの会派で、実は、視察に行きました。そのときに撮影したものなんですけれども、これは国のものですから、非常にすばらしいものです。ここまではなかなか難しいかなと思うんですが、次のパネルを見ていただきたいんですが、（パネルを示す）和歌山県災害対策室です。実は、このパネル、写真自体は、ホームページから取ったものなんですけれども、実は、防災訓練のときに、モニターに映し出されました。ちらっとこういう系統の和歌山県災害対策室の。あれっと思っと思って、本県の災害対策の部屋とは随分違うなと正直思ったところですよ。

災害対策本部が開かれると、プレゼンテーションルームで、各部局長と知事がしっかりと議論していくという姿は幾度となく、これまでも見せていただいたところでありますけれども、ちょっとこの辺りのところは、やっぱりしっかりと、時間はかかっても取り組んで、検討していくべきではないかなと思います。

中瀬議員の質問に対しても、ある程度前向きな御答弁いただいたところでありますけれども、改めて、マルチモニター等を設置したある程度スペースのある災害対策室を整備していく必要があると考えますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

〔野呂幸利防災対策部長登壇〕

○**防災対策部長（野呂幸利）** 大規模災害発生時の備えということで、本部機能の強化と御質問いただきました。

議員のおっしゃったとおり、防災対策部内に専用スペースとして災害対策室を常設しております。

大雨警報等が発表されましたら、警戒体制になりましたら、あそこの場所で災害対策本部を立ち上げて、情報収集であるとか対応方針の策定をやらせ



ていただいております。

また、震度5以上の地震や大津波警報の発表などにより非常体制となった場合は、県庁講堂や講堂棟の会議室など、既存の施設を最大限利用して、災害対策を行うこととしております。県庁講堂には、LANや各種配線、必要な通信機器、資機材も常時配備しておるところでございます。

しかし、南海トラフ地震や激甚化する風水害に備えて、災害対策を迅速かつ的確に進めるために、現在の体制で十分かと言われると、十分ではないか分らないと考えています。ハード面を含めた一層の充実が必要であると考えています。

具体的には、先ほども映像出ました他県の防災センターの例のように、災害対策本部と関係機関が情報共有や対策を練るために、もう十分な面積を、専用の活動スペースが要るとか。やっぱり隣接する場所で、知事をはじめとした本部の本部員が意思決定に向けた検討を行うレイアウトとかスペースが必要かなと、またそうした活動を支える先ほど大型ディスプレイの話もされましたけど、そういう機器を整備されていくことが理想的だと思います。そういうことを検討していく必要があるとは思っております。

この理想型を実現するためには、新たに大規模なスペースの確保等が必要となってきますが、現状として、この全てをすぐさまに対応することは、いささか困難ではないかなと考えております。

このため、既存の施設も十分に活用して機能を強化するために、必要となる設備や活動スペースの面積、配置場所等を検討するための調査を今後行いたいと考えています。あわせて、現行の災害対策室や県庁講堂等での災害対策活動が可能な限り迅速かつ的確にできるように、組織体制の強化を図るとともに、現在導入していますAIを活用した被害情報マッピングシステム、SNSに投稿された被害情報を自動で収集するシステムを十分活用するために、大型ディスプレイを、また増設するなど災害即応力の強化に向けた環境整備も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） 私も、すぐさまには難しいということは、困難であるということももう十分承知の上でのくどいような質問になったかと思いますが、ただ、やはり必要なものは、やはり必要だと認識して、検討を続けていくということはやっていただきたいと思います。そういうものが、もし整備された暁には、機器類、結構、専門的な知識が要る。スイッチングしたり、現場でこういうことが起こっていますみたいなときに、ぱっと切り替えたりとかというシステムにたけた人材の育成、確保ということも同時並行してやっぱりやっていただきたいと思いますと思うところであります。

プレゼンテーションルームにもモニターがあって、そこを分割して映像が映るというシステムがあるというのは承知しておりますけれども、やはり、本当に大規模災害が起こったときには、皆がパニックになっているところをやはり冷静に機転を利かせながら、あそこの現場はどうなっているかということ、やっぱり目で見て、しっかりと認識しながら、目が入ってきた情報を分析していくと、部長、御答弁で課題だと言っていたんですけど、そうやって、てきぱきやっていただくということをするには、やはりハード面は一定必要だと思いますので、よろしく今後も御検討いただきたいと思います。

それから大規模災害、私が住まいする四日市市も、大変この気候変動による集中豪雨は非常に大きくなってきています。

そこで、次の質問に移るわけですが、人口集中地域における河川氾濫リスクへの備えということでもあります。

四日市市は、御存じのとおり三重県内でも人口密度が非常に高いところでもありますし、三滝川という県管理河川、二級河川がございます。中流から下流域にかけて市街地が形成されておりまして、沿岸部には、事業所、工場などが集積していますし、近鉄四日市駅中心に今後も土地利用の高度化が見込まれるそんな地域であります。

引き続き人口集積が予想されるという地域でありますけれども、遡ること、

もう大分前ですけど、昭和49年、1974年には、大規模な災害が起きました。流下能力の小さい狭窄部の存在がまだいまだにございますし、現況の河道には課題が残されていると思うところであります。

これまででも、川床を掘り下げるといような対策を講じてきてはいただいていますけれども、県としては、この昭和49年、1974年の出水時と同程度のものに対して、安全に流下させるということを目標に据えていただいて、三滝新川、横に流れる海蔵川へ、多くの水が出たときにはそちらへもバイパス、流す、分派する、そんな計画になっていますが、なかなか、その供用が開始されないということに対して、少し地域の住民の方々からも不安というかどうなっておるのかなというようなお声が多くあるものですから、そのことについて、県土整備部にお伺いしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 三滝新川の現状とあと今後の予定、見込みについてお答えさせていただきます。

三滝新川につきましては、御紹介がございましたが、三滝川の流水の一部、具体的には約40%を近接する海蔵川に分流させる計画の事業でございます。

この事業につきましては、昭和50年代に、二つの河川を結ぶ新しい河道を設置する工事を行いました。計画の深さまでは掘り下げない暫定的な整備にとどまっている状況でございます。その後、約40年以上が経過しているという状況でございます。

この三滝新川の本格的な運用を開始するためには、三滝川の下流部の改修、そして海蔵川に合流する支川の排水対策等々を進めた上で、三滝新川の河道を計画の深さまで掘り下げる必要があるところでございます。

このため、県の河川事業における最優先課題の一つとして、県と四日市市で精力的に取り組を進めてきたところでございます。そして、地域の方々には大変長らくお待たせいたしました。河道を掘り下げるための環境がようやく整ったところでございます。今後は、速やかに三滝新川の河道を掘り下げるための工事に着手したいと考えてございます。

一日も早く本格運用が開始できるように、引き続き四日市市と共に地元の方々の理解をいただきながら進めてまいります。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

速やかに着手していただくということでもあります。

2018年に、土木学会の論文集が出されていて、それで少し三滝新川について、私も素人ながら読ませていただいたら、非常に事業効果があるということですし、計画規模以上の洪水に対しても、氾濫リスクバランスも維持されることが確認されているということでもありますので、しっかりと取組を進めていただきたいと思うところです。

それで、ちょっとがらっと変わって、次の質問に行かせていただきたいと思います。

芸術・文化の振興を目指してということでもあります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、なかなか、現在は落ち着いているものの、完全に収束したという状況にはなっていないのかなと思うところでもありますし、この間、このコロナ禍の中で、活動自粛の要請によって、芸術文化系の様々な公演などイベントが中止や延期ということで、大きな影響を受けた方々がたくさんいます。

この辺りのところは、昨年の6月の一般質問でも取上げさせていただいて、有志の方々によるアンケート調査の結果をお示ししながら、困っていることは発表の機会が失われたことであるとか準備や稽古ができないとか、再開や新規事業に向けた支援を必要としているよということを御紹介させていただいたところです。

県としては、この間、県立文化施設を活用した文化団体等の活動再開を支援するというので、施設利用料とか感染防止対策費、広報費、通信運搬費の必要経費の一部を補助していただいているところではあるんですけども、あれから、第2波、第3波、そして第5波と大きな波がやってきました。予定した公演をさらに中止したり、延期したりするケースもたくさんありま

す。そうすると、それまで準備していたものが必要でなくなってしまう。パンフレットなどの印刷物も既に印刷をかけていたりとか、バレエとか日本舞踊もそうですけれども、衣装をレンタルしていたもののキャンセル料が発生したり、照明とか、大道具とか、舞台技術の委託料もキャンセル料が発生する。主催者としては、もう大赤字で、今後どうしていくか、立ち直れないというようなそんな方々も多く聞きます。

そんな中で、大阪市の例でいきますと、昨年も一般財団法人、民間団体がアンケート調査をされて、大阪市の文化芸術に関わる人たちへの支援はこんなことが必要ですねということを洗い出して、大阪市としても手を講じてやと。ところが、今年に入っても、あれから長期化しているもので、さらに聞きたいということでアンケート調査をされています。その中で、変化としては、やはり創作発表の意欲が湧かなくなるということ。それから、民間事業者の方々においては、スタッフの確保がもう困難ではないかという不安、要するに、長期化していてスタッフ自身もその仕事から、もう離脱していくという現象が起こっているということでもあります。

そこで、本県としても現状を把握するために、昨年度は、県内においては有志の方で実施されましたけれども、県としてこれら芸術や文化活動に関わる方々の現状把握のための調査をするべきではないかと思いますが、お答えいただきたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 文化活動再開支援事業の状況とニーズ調査につきましてお答えいたします。

先ほど、議員からも御紹介いただきましたとおり、文化活動再開支援事業につきましては、これまで本年4月以降、文化活動の自粛が続く中で、特に7月に一旦活動しやすい状況になったものの、8月下旬からまた第5波がありまして、秋にかけて実施される予定であった文化関連のイベントが延期や中止となりました。

このように、文化活動の再開がなかなか進まず、後ろ倒しになっている状

況を踏まえまして、補助対象期間を12月末から3月末に延長いたしました。そして、これについて、県立文化施設の利用希望者等に知っていただけますよう積極的に情報発信を行っているところでございます。

また、こうした利用者の状況やニーズにつきましては、文化活動再開支援事業における施設利用の相談や延期等の調査等の中で、今把握に努めており、丁寧に利用者とのやり取りをすることで、状況把握やきめ細かな対応につなげているところでございます。

また、特に文化芸術関係の事業者に対しまして、御紹介いただきましたような他の自治体が行ったものや文化庁でアンケートが行われておりますが、そうしたものをしっかり確認いたしまして、いずれも一番大きなものが、財政的な支援を求めるものがあつたものですから、現在、文化庁や雇用経済部等が行います事業者対象の財政支援等について、SNSで繰り返し発信したり目立つような工夫をしたりするなど、必要な方に届く情報発信に努めております。

また、先ほどございました意欲とか、離脱していく方が増えているというような状況につきましては、今後、またしっかり確認しながら、どのような対策が取れるかということについても考えてまいりたいと思います。

また、こうした中で、県総合文化センターからの利用者の声としまして、途中で中止せざるを得なかった場合に、それまでにかかった経費、先ほどもおっしゃっていただきましたが、負担を考えると開催自体をちゅうちょするというので、そういった報告を受けまして、令和4年度の予算編成を進めていく中で、新型コロナウイルス感染症の影響で中止せざるを得ない場合に、それまでに要した経費などへの対象経費の拡大や補助額の上限の拡大など、よりニーズを踏まえた利用しやすい制度の検討を行い、少しでも早く文化活動の再開ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

令和4年度の予算の中で、中止や延期でキャンセルが発生したときも少し

御検討いただくということですので、ただ、調査については、ほかを参考していただくということですが、やらないのであれば、やっぱり、しっかり様々な活動している方々の意見を聞く、知事も常々聞くということをお大事にしておられますけど、そこを環境生活部としてもしていただきたいなと思うところです。

次の項目に行きます。

なぜ、私がこの文化振興について重要なのか、振興が必要なのかと申し上げているかと言うと、文化を大切に社会の構築ということで、実は、平成13年か平成14年ぐらいに文化審議会に諮問しているんです。その中で上がってきた答申としては、文化は人間が人間らしく生きるための糧とか、共に生きる社会の基盤の形成でありますとか、質の高い経済活動を実現できるものと。それから、人類の真の発展への貢献とか、世界平和の礎だというふうに、非常に大きな視点で答えていただいているんですね。

この中で、私、思っているのは、人口の自然減は本県についてはもとより、社会減、人口の流出も大きな課題だと思うんですけれども、その答申の2番目に共に生きる社会の基盤の形成は重要であると。文化は、他者に共感する心を通じて、人と人とを結びつけ、相互に理解し尊重し合う土壌を提供するものである。人間が協働し、共生する社会の基盤となるものであると言っていただいているということは、我々三重県に暮らしている者、そしてこれからも暮らし続けていきたいと考えている者にとっては、やはりそういう県としての風土を醸成していくことは非常に重要なのではないかなと思っているところです。

そこで紹介させていただきたいのが、このパネルです。（パネルを示す）これは、四日市市の商店街の中にあるカフェです。

こちらで、左側に赤いぼりが立っています。MPADというんです。MPADとは、M、P、A、Dなんですけど、Mは三重県、Pはパフォーマンス、舞台芸術を、Dはディナーとか、デリシャスとか、ダイニングとか、要するに食事と舞台芸術と同時に楽しむ、セットで楽しむということ

であります。具体的には、こういう飲食店はもとより、お寺を会場に、料理もすてきな料理で、量はボリュームとしては、私、結構大食いなものですから、少し少ないかなと思うようなときもあるんですが、割とすてきな料理と俳優の名作とか古典とかのリーディング、朗読劇を楽しむというものであります。その風景が、次のパネルです。（パネルを示す）これは、先ほど見ていただいたお店の、食事の後2階に上がって、朗読していただいています。このときは、太宰治の「トカトントン」という小説です。読んだ方もおられるとは思いますが、青森が舞台なんです。この俳優、青森県出身なんです。津軽弁でこの朗読をされた。「トカトントン」、私も読んだことあったんですけど、津軽弁のイントネーションで読まれたときには、本当、頭をがつんと殴られたような衝撃的なぐらいの感動でありました。これ、夜の7時からでした。仕事帰りに近くの商店街で、または近くのお寺で食事しながらこういうものが得られるというのは、ここに住んでいてよかったとか、ここに住み続けたい、要するに電車や車で遠くへ出かけてやるというものではなく、本当に気軽に楽しめるという環境をつくっていく必要があると思っています。どうしても、行政の文化振興というと、文化施設などのハード面の整備に目を向けられがちなんですけれども、こういう仕組み、地方の場合、ソフトへも目を向けていく必要があると思いますし、従来の市民文化だけではなく、こういう文化をつくり出していくための投資とか、育てていくというところの投資が必要であると思います。

そのように、またそれを見詰める人々、この役割も重要だと思うので、それがアーツカウンシルだと思うんです。昨年も言わせていただいたんですけども、文化振興条例を制定されていない本県にとっては、文化振興方針がそれに代わりになります。この令和5年度までがその期間ですので、それ以降どうしていくのか、アーツカウンシルについても考えがあれば聞きたいと思っています。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 新しいみえの文化振興方針の今後の対応と本県



でのアーツカウンシルについてお答えいたします。

先ほど御紹介いただきましたように、令和5年度までを期間とします新しいみえの文化振興方針に基づいて、人材の育成や文化の拠点機能の強化など、三重県の文化振興の施策を今進めているところでございます。

今後、令和6年度以降、本県の施策をどのように進めていくのかという点につきまして、社会情勢の変化や国の動向等も踏まえながら検討していく必要がございます。

また、アーツカウンシルにつきましては、行政との距離を一定保ちながら、文化芸術施策の調査研究や企画立案、人材育成や助成制度の運用など地域の実情に応じた取組を専門的視点から実施する専門機関であり、全国で様々な形で設置されていると認識しております。

また、本県では、先ほどMPADも御紹介いただきまして、ありがとうございます。

三重県総合文化センターが、県内の文化芸術の拠点としまして、当該施設の指定管理者でございます公益財団法人三重県文化振興事業団によって、文化芸術の人づくりや多様な文化芸術の主体と連携・協働した事業などを行っておりますが、こうしたことも踏まえまして、アーツカウンシルにつきましても、文化政策の手法の一つとして、次期の方針の検討と併せまして、ベンチマーキング等を行い、研究してまいりたいと考えております。

今後の対応としましては、まずは、強じんな美し国ビジョンみえやみえ元気プランにおける文化振興に係る議論の中で、令和6年度以降の方向性についても検討してまいります。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

アーツカウンシルについても、一つ手法としてベンチマーキングしていきながら御検討いただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、部長答弁の中にも強じんな美し国ビジョンのこと、元気プランのことについても触れていただきましたが、私も触れたかったんですけど、

やっぱり今後10年間を見通す一見県政としては、この文化についてどういうふうに捉えてやっていくのか、細かいものはまだかも分かりませんが、ただ、一見知事としての文化に対する思いをお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 答弁に、申し訳ない、少しだけ時間を頂戴して、先ほどの災害についてもお話を申し上げたいと思います。

災害は、これもう待たないであります。いつ来るか分かりません。この瞬間に起こってくる可能性もあります。そのときに、やっぱり県民の命を守るというのが我々に課された最大の使命でありますので、そのときやっぱり精神論だけでは無理であります、当然、設備、装備は必要であります。

私も、災害対応の役所におりまして、国土交通省でもオペレーションルームは多くの画面をもって対応するということがございましたし、海上保安庁でもそうです。また、官邸にもそういう部屋があります。

私、三重県に来て、すごく驚いたのは、そういう施設がない中でどうやってやっていくのかなということ、これはちょっと直ちに対応せないかんとということで、短期的にどうするのか、中期的にどうするのかと今検討を指示しているところでございます。

具体的には、対策を行う作戦本部でありますオペレーションルームが必要であります。かなり大きな人数が入りますので、大きなところが必要になってきますし、また、司令部になりますシチュエーションルームが必要になってきます。可能であれば、このシチュエーションルームとオペレーションルームは近接していたほうがいいんです。今、申し上げた組織が近接して置いてあります。ただ、県庁は今手狭になっていまして、これ改造するとなるとお金もかなりかかりますので、また、そうは言ってもやっぱり県民の命を守るために必要なものはやっていかなきゃいけない。それを工夫しながら、今の形でどういうふうにやっていけるのか、これを考えているところでございますので、また御指導も頂戴したいと思っております。

それから、冒頭、ネクタイをお褒めいただきまして、誠にありがとうございます

います。

ストライプのネクタイは自己主張が強いということだそうでございます、私は中学生ぐらいのときから、弟から、兄貴は目立とう、目立とうとするので、そんなことするなというのを随分怒られておりまして、そのときから気をつけて、なるべく自己主張しないようにしようと思っておりますが、ネクタイにはしなくもそういうところが出ていたとすると、ちょっと考えていかなきゃいけないところではあります。実は、ネクタイ、ストライプが好きでありまして、私がフランスに勤務しておりましたときには、実はもうストライプのネクタイはフランス人からばかにされるんです。センスがないと。どちらかというところだとアングロサクソン系、イギリス系のネクタイなので、それでも私は向こうでもずっとストライプのネクタイをしておりました。

フランスとイギリスの話を申し上げましたけれども、このネクタイも、一つの文化なのではないかと考えているところでございます。

文化とは何なのか、こう考えていきますと、文化財とかの作品とか、それから祭りとか無形のものもあります。これは、そういったものに触れて、日本人でよかったとか、先ほど東北弁の話もありましたが、あるいは三重県民でよかったなという自分たちのアイデンティティーを確認するよすがなのではないかなと私は思っているところでございます。

心のつながりとか、あるいはお互いに理解し合うような土壌を生んで、他人を尊重して多様性を受け入れていく。そういう心豊かな社会づくりにつながっているのは文化じゃないかと思っているところでございます。

この文化が、産業や観光と結びついて持続的な経済発展の基盤となることもありますし、また県外も含めて、多くの人に感動をもたらすということもあると思っています。

先ほど部長が答弁しましたけど、今、新型コロナウイルス感染症が大変な状況になっています。そんな中でも、文化を楽しむ心のゆとりとか潤いが必要だと思いますし、新型コロナウイルス感染症の中でも文化を通じて人々がつながっていくということが求められているんじゃないかと思います。

欧州で多くの美術館を、私、巡りました。観光は何なのか、観光の仕事をしていましたので、観光は国の光を見るということですね。この光って何なんだということなんですが、これは取りも直さず文化であると。その国の文化に触れて、その国を理解し、決してその国と争わない。観光がやっぱり平和を築いていくために一番重要なものだ。その根っこになっているのが、やっぱりその国の文化なんです。食文化もありますし、それからいろんな祭りもあります。それから芸術作品もあると思っていますね。

文化を大事にしない民族は、やがてしぼんでいってしまうと思っています。三重県も、伊勢神宮を例に挙げるまでもなく、熊野古道を申し上げるまでもなく、古代から長い歴史が育んできた文化があります。また、各地に農水産品の収穫を祝う祭りもあります。とても多くの文化を有した県だと思っておるところでございまして、私としましては、先ほど申し上げた文化の次に、これとっても大事なものですので、強じんな美し国ビジョンみえですとかみえ元気プランに文化を位置づけていきたいと考えているところでございます。

長くなりまして、大変申し訳ございません。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

知事の思いも寄らぬ文化に対する思いと防災対策についての熱い思いもしっかり受け止めさせていただいたところでありまして、これから私どもも、私自身も議会におらせていただく身として、しっかりと議論して、県民にとってよりよいもの、そして文化を大切にする社会を構築していきたいなど改めて思ったところであります。

次の質問に移ります。

次、カーボンニュートラル社会の実現に向けてということでありまして、本日の一般質問、この後、自由民主党の山本佐知子議員からも地球温暖化対策法の改正に向けての御質問がございまして、私からは、カーボンニュートラル社会の実現、国の動き、当然のことながらも周知のとおりであります。

何としても2050年に向けてカーボンニュートラルの社会を目指していくんだということで、日本だけではなく世界全体として動いているという状況の中で、グリーンイノベーション基金も10年間で2兆円ということで、新たな1歩、イノベーションがないとなかなか達成できないことだと思ひまして、国としてもそれぐらいのやる気でおるということでありますし、成長戦略の中で14の分野を指定してやっているところです。

国の動きがそういう形であります。

県はどうかというと、2019年の12月に三重県としてミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～ということで宣言されて、今動いているんです。

脱炭素社会推進本部ということで立ち上がっていますし、ミッションゼロ2050みえ推進チームという形で、ようやく動いていくということになっていきますが、どうも見せていただくと、私の中では環境政策という枠の中で進んでいる。それを中心として進んでいるように思うんですね。

本県、ものづくり県の一つだと思います。

産業政策の視点というのは弱いのではないかと思いますので、雇用経済部長に、この辺りのところ、現行、雇用経済部としてはどう関わっているのかについてお伺いしたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 産業分野におけるカーボンニュートラルの取組についてお答え申し上げます。

まず、2030年までの9年間でイノベーションの具現化・社会実装を実現するのは容易ではない。既存技術を最大限活用しながら目標の実現を目指すことが求められているのではないかと認識しております。

一方で、2050年を見据えたイノベーションの追求に際しましては、国のグリーン成長戦略での成長産業分野を中心といたしまして、取り組むべき対応について検証、見直しを進めてまいりたいと考えてございます。

県におきましては、このため、脱炭素社会の実現に向けた有識者会議を立

ち上げる方向で考えておりました、中長期的な視点に基づく対策などを検討いたしまして、幅広く議論を行って取組を進めてまいりたいと考えてございます。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

有識者会議を立ち上げてということでお答えいただいたんですけど、この有識者会議も見せていただくと、どうも学識経験者の方も情報工学、雇用対策、産業振興政策もありますけれども、環境活動におけるインフルエンサーとかITベンダーとか一般電気事業者とか、電気メーカー、住宅メーカーということで、省エネ化を推進、DXを推進していることで省エネを図って、CO<sub>2</sub>の排出削減なり抑制に取り組んでいこうというような感じかなとちょっと受け止めておるところなんですけれども、本県、先ほどの繰り返しになりますけれども、ものづくりであります。工業統計の調査、2020年の速報値でいきますと、やはり出荷額全国2位ということでありまして、事業者数、従業員数も全国13位という形で、付加価値額で見っていきますとやっぱり化学製品の付加価値額の割合が十何%という形で、非常に大きくございます。取りも直さず、四日市市に所在する石油化学コンビナートの存在が大きいのか。三重県のこれから先の産業を考えたときには、ここの辺りのカーボンニュートラルをどう実現していくかということが非常に重要だと思っております。ちょっとパネル、用意したので、せっかくなのでぱっぱと行きます。（パネルを示す）茨城県、いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト（パネルを示す）これ、ちょっと抜粋ですけど、県が実現したい、期待したいプロジェクト、県がつくった資料であります。もう県として、このことを実現したいんだという意味があるわけですね。次に行きますと、（パネルを示す）機運醸成はもとより、体制構築という形です。（パネルを示す）その次、この体制構築の中で推進体制の構築という形で、様々な関係者が集まって、県が、真ん中へ座ってやっていると思うんですね。この辺りのところについて、やっぱりこれからも進めていくべきだと思います。

ます。

当然、所在する四日市市との連携が重要になってまいりますけれども、もうここで大きな視点で、知事に対して、やっぱりこのカーボンニュートラルについてどう捉えて、どうやっていくのかということについて思いを聞かせていただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） カーボンニュートラルについても、国で去年の12月に成長戦略をつくり、今年の6月に改定されましたが、危機管理と同様、私、三重県にとって、やっぱりものづくり、非常に重要ですし、それから特に四日市市の石油化学コンビナート、これは大きなやっぱり影響力があるし、県も非常に県の雇用、それから経済に寄与していただいているところですので、何らかの方針がやっぱりあってしかるべきかなと思ってまいりましたところ、具体的なものがまだこれからということですので、議員の御指摘のように、これ、加速化していく必要があると思っています。

化石燃料の関係の産業を縮小していくことがありますけど、しかし、自然再生エネルギーとか水素とかアンモニア、成長分野もあります。

また、ものづくりで言うと、この県は日本国もそうでありますけれども、やっぱり自動車産業が内燃機関から、電気、燃料電池へシフトしていかなくちゃいけない大きな課題も持っていますし、それから、先ほどのコンビナートも化石燃料系からほかのものに移っていかなくちゃいけない。こういうことを加速して議論していこうということで、既に私も四日市市長ともお話をさせていただいています。

ゼロエミッションみえプロジェクトを立ち上げますということ、私は申し上げておりますが、今後具体的に議論する形をつくって、今申し上げたような点をしっかりと県としてもやっていきたいと考えているところでございます。

〔12番 田中智也議員登壇〕

○12番（田中智也） ありがとうございます。

知事から、しっかりと加速化していきたいというお答えをいただいて、少し安心いたしました。

ただ、先ほど御紹介させていただいた茨城県もそうですし、これ新潟県も関東経済産業局と連携をしながら、様々、もう宣言していろいろ動き出しています。

基礎自治体というか、政令指定都市、割と大きいところですけども、大きい港湾を持つ都市なんかも、カーボンニュートラル社会の実現に向けて川崎市とかもそうですし、もう既に動いているんですね。

もう本県、周回遅れじゃないかなという心配がありまして、ぜひとも頑張って取り組んでいただきたいと思います。

もう時間があと数十秒ですので、実は10年前の12月5日の日に、私、初めての一般質問に立たせていただいて、それから10年であります。10年前も、AMICといって、高度部材イノベーションセンター、ものづくりについての質問でありますとか、子ども心身発達医療センターの計画中でしたので、そのどうしていくのかということについてやらせていただいて、もう10年たちました。

やっぱり10年を、先を見据えるということは大事なことだと思いますので、本日申し上げていたことについても、しっかりと今後も議論させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。終結します。（拍手）

## 休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。



## 質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。7番 山本佐知子議員。

〔7番 山本佐知子議員登壇・拍手〕

○7番（山本佐知子） 自由民主党会派、桑名市・桑名郡選挙区選出の山本佐知子です。

前回、私が一般質問したときに声が小さいと言われてまして、今日は元気よくいってまいりたいと思います。

まず、改正地球温暖化対策推進法について御質問いたします。

この定例会でも、多くの方が地球温暖化や脱炭素について一般質問されています。新聞やニュースを見ても関連記事も多く、社会的関心も非常に高まっているのが現状です。

国の温暖化対策も、世界の動きに合わせて目まぐるしく変わっていますし、県の総合計画も、これから影響を受けてくるのではないかと考えております。国の対策の法的根拠となっているのが、地球温暖化対策推進法です。もともとのこの推進法は、COP3で京都議定書が採択されたのを受け、1998年に制定されました。

当時、温室効果ガスを、2012年までに1990年度比6%の削減を目標にしていまして、今とは本当に隔世の感があります。現在は46%減、これは、やっぱり温暖化が非常に進んできて、やっぱり世界の潮流もこのことについて真っ正面から受けなければいけないという、非常に深刻になっているのではないかと思います。

その後、6度の改正を経て今年5月に改正された内容は、大きく3点あります。最初の資料が、その改正の中身です。（パネルを示す）

まず、一つ目ですけれども、県は、温室効果ガス削減のための具体的な施策及び目標値を定めること、次に、市町が脱炭素化促進区域を制定することができるといこと、そして、その際、環境配慮の方針を示すことは、県の

役割であるということ。特に、この環境配慮方針が明記されたのは、全国各地で再生可能エネルギー施設について、環境や景観への配慮がまだ足りないのではないか、あるいは全国で土砂災害などの懸念が生じていることも踏まえて、地域との合意形成をもっと尊重しなければならないという背景があります。

そこで、県に質問です。

この地球温暖化対策推進法改正により、県の脱炭素の取組についてどのような影響が出るのでしょうか。

また、この改正法案からは、脱炭素化の取組促進は、これからはより地域レベル、市町などの基礎自治体レベルで広げていくことが国の方向としても読み取れるわけですが、その中で県はどのような役割を担っていくのでしょうか、お願いします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 地球温暖化対策推進法の改正を踏まえた、県の対応についてお答えいたします。

本年6月に改正されました地球温暖化対策推進法では、新たに地方創生につながる再生可能エネルギーの導入を促進するため、再エネを利用した地域の脱炭素化に貢献する事業を、市町が認定する制度が創設されました。

この事業に認定されると、関係許可手続のワンストップ化や一部手続の省略などの特例がございます。

市町がこの制度に基づいて事業を認定するためには、市町の策定する地方公共団体実行計画におきまして、事業を行うことができる促進区域を定める必要があります。また、この促進区域の設定に当たって、市町は地域の環境配慮及び社会的配慮を踏まえる必要があります。このため、国は全国一律の遵守基準を定め、さらに、県では地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準を定めるとされております。

本県におきましても、来年行う三重県地球温暖化対策総合計画の見直しの中で、この環境配慮基準を検討していくこととしております。

また、法の改正と関連しまして、地域レベルでの取組について議員から触れていただきましたが、一方で、同じ6月に、2050年を待たずに脱炭素を達成するための戦略としまして、地域脱炭素ロードマップが国・地方脱炭素実現会議から示されました。この戦略では、2030年度までに、全国で少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、それをモデル的に横展開を図る内容となっております。先行地域に選定されると、国から人材や技術、情報、資金が積極的に支援されることから、地域の脱炭素化の大きな起爆剤となります。

現在、県と環境省中部地方環境事務所が協力しまして、県内市町のポテンシャル調査や活用できる補助メニューの説明等を行い、県内で一つでも多くの市町が脱炭素先行地域に選定されるよう、取り組んでいるところでございます。

このように、市町が脱炭素社会の実現に向けて果たす役割は、大きなものとなっております。このため、県は市町等で構成するネットワーク会議を通じての情報交換や、脱炭素宣言を行っている市町を中心に個別に訪問し、意見交換や助言等の支援をしているところでございます。

引き続き、こうした国の動きを注視するとともに、市町の脱炭素への取組を支援し、市町と協力、連携して、地域脱炭素社会を実現させてまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。

今の答弁をお聞きますと、これからは市町が主体となってより裾野を広げて、地域に密着した取組をさらに広めていく、市町の役割が非常に大きくなっていくと思います。

県内で、もう既にゼロカーボンシティを宣言したり、あるいはエネルギーの地産地消など、既に先駆的取組をしている市町もたくさんあります。

今、私も基礎自治体の方にお聞きますと、皆さん、地域地域の特性を生かした取組を進めているんですが、今後は、ただ単に、この区域は再生可能エネルギーを導入しますとかそういうことではなくて、もっと大きな視点、

まちづくりの視点とか、そういった複合的な視点が必要で、そのためには行政だけではなくて民間との連携、あるいは自治体同士の高度な連携が必要になってくるというお話をされていました。

今後、そうした連携の調整機能を担うことが、県の役割として期待されていると思いますので、ぜひ市町と、これからも関係を密にして、温暖化政策を推進していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

一方で、国の地球温暖化対策計画では、かなり温室効果ガスの削減について、例えば産業部門38%減、業務部門51%減、家庭部門66%減という、かなり野心的な目標を2030年度までの46%削減に向けて決めております。

この定例会で、まずは代表質問で長田議員が、そして、一般質問で山本教和議員が、そして先ほどは田中智也議員が、ものづくりの観点から脱炭素への政策について問われました。

やっぱりこの三重県は、私もものづくり、非常に重要だと思っております。脱炭素化の高い目標が、産業界、特に中小企業や、それから、県民の私たちの暮らしへもやっぱり影響を与えてくるわけであります。

もちろんこの脱炭素化の取組は進めていかなければいけません、例えば中小企業ができる取組、支援など情報共有もきめ細かくしていただきまして、雇用や産業を守り、そして、新しい可能性も見いだしながら、やっぱりここで働く人や生活する人の顔が見える脱炭素化政策に取り組んでいただきたいと思っております。

さて、地球温暖化対策の取組の中でも、再生可能エネルギーの導入は最も比重が大きく、その中でも太陽光発電への依存度は依然高いものがあります。2012年に固定買取制度が導入されてから、太陽光発電が大量に増えました。

もちろん私も太陽光発電に反対するものではないんですけども、やはり2030年から増え始め、40年にはピークを迎えると言われている太陽光パネルの廃棄処分問題について、次の項目で質問したいと思っております。

まず、2番目と3番目の資料を御覧ください。（パネルを示す）これ、物すごく細かくて本当に申し訳ありません。皆さんお手元のプリントを御覧に

なっていたきたいんですが、画面を通じて見ていらっしゃる方は、ぜひ私に御連絡いただければ、この元のデータを差し上げます。

(パネルを示す) これは、経済産業省資源エネルギー庁の発表資料から取りました。2021年6月末の時点での統計でして、太陽光発電施設がどのくらいあるか、件数ですね、それから、どのくらいの容量の発電をしているのか、全都道府県別の表であります。

これ、非常に細かいんですけども、非常に面白いといえますか、皆さんとぜひ共有したいなと思ひまして、もうそもその数字そのまま、今回の資料で提出いたしました。

これを見ると、まず10キロワット未満と10キロワット以上の区分で、大きく分かれております。大体、住宅1軒分の発熱量がおよそ3キロから5キロワットです。したがって、10キロワット未満は、住宅用や小規模事業所、それから、車庫とかについている太陽光パネルですね。

次に、50キロワット未満とそれ以上の区分があります。実は、この50キロワット未満のところが一番多いんですけども、これは、50キロワット以上にすると設備やメンテナンスで費用が格段に上がります。それから、手続も煩雑になります。

したがって、ある程度の規模がないと採算が取れないということで、個人でやる方も、割とこの10キロワットから50キロワットの範囲の規模の太陽光パネルを設置されている方が見受けられます。

そして、三重県の状況はどうかといいますと、この件数から言うと、三重県は全国18位なんです、これ、私が1個1個見て順番をつけたんですけども、10キロワット未満の順位が全国18位、ただし、10キロワット以上が全国で9位となっています。件数で言えばですね。そして容量で言えば、10キロワット以上の順位が全国で5位です。

つまり、住宅用あるいは10キロワット未満の、小規模というよりは10キロワット以上の小規模よりはちょっと広い大きな、そして中規模以上の太陽光の発電施設が三重県では多いということが言えると思います。

そして、やはり10キロワット以上の発電容量が全国5位ということは、やっぱり全国的にも三重県にある太陽光発電施設は、とても多いということが言えるのではないのでしょうか。そして、中規模以上が多いということは、パネルの寿命が廃棄になるときは一気に来るということが考えられます。

来年4月、再生可能エネルギー特措法によって、10キロワット以上の発電事業者は、前もって廃棄のための費用を積み立てることが義務づけられました。ただ、これは廃棄費用が調達できなくなって、不法投棄や放置する者に対する対策でありまして、廃棄パネルの量が減るということではありません。

現在、太陽光パネルはどのように処理されているかということ、国のガイドラインで、ちょっと名前が長いんですが、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインで決められていまして、産業廃棄物として管理型最終処分場にて粉碎され、埋め立てられることになっています。

それから、住宅用の太陽光パネルにしても、現実には、これ、個人で捨てたら一般廃棄物ですけども、実際には解体業者や撤去業者が処分しますので、産業廃棄物として処理されるのが一般的であります。

三重県でも、再生可能エネルギーの普及、促進をもちろん進めています。その中でも太陽光発電が一番多いわけですけども、次のパネルが、（パネルを示す）100キロワットという単位がちょっと消えておりますけれども、三重県だけの件数と最大出力の推移を示したものです。

一番新しいところの2020年が、件数の伸びよりも最大出力の伸びがぐっと増えているということは、やっぱりちょっと大型の案件が出てきたということが言えると思います。こういうように、確実にやっぱり増えているわけですね。

したがって、今、すぐに、太陽光パネルの廃棄するものが非常に増えるというわけではありません。ただ、県としても普及促進するのであれば、やっぱりその出口といいますか、廃棄する際のこと、これから10年後かもしれない、15年後かもしれない、そのことを今から考えておく責任もあるのではないのでしょうか。

さきの自民党総裁選挙でも、高市早苗候補は、初期型太陽光パネルの安全な処分ルールづくりの重要性について言及されていました。また、過去の三重県議会の一般質問の中でも、将来的に太陽光パネルの適正な廃棄処分に対する課題への対応が求められてくるだろうという答弁もされています。

そうすると、皆さん、この太陽光パネルの処分ルールは国が決めるし、あるいは、実際に処分をするのは産業廃棄物処理業者だし、県が何ができるんだということを思われる方もいらっしゃると思います。

しかし、今、全国でも地方自治体で、廃棄太陽光パネルの処分に対する取組が実際に具体化しているところがあります。今日は、二つの県について御紹介したいと思います。

まず、次のパネルなんですけれども、（パネルを示す）これは福岡県のもので、今年の7月に福岡県が発表しました。廃棄太陽光パネルスマート回収システムといいます。まず、メガソーラーやメンテナンス業者などの排出業者が廃棄太陽光パネルが発生すると、クラウド上のシステムに登録して量を監視します。そして、一定量のパネルがたまったら運搬業者が回収して、太陽光パネルのリサイクル技術を持っている産業廃棄物業者に持ち込み、パネルのリサイクルを促進するという仕組みです。（パネルを示す）福岡県は、これを令和元年に県の重点事業として県予算で、全国に先行してこのシステムをつくりました。

この背景には、まず、最初1番目に、各発電施設から出る廃棄太陽光パネルはまだまだ少量で、一定量ないと効率的にリサイクル処理ができないということ、それから2番目に、ばらばらに運んでいては運搬コストも高くなるということ、そして3番目に、現在、国のガイドラインどおり粉碎して、管理型最終処分場に埋立てをしているんですけども、今後は県としてもリサイクルを促進したいということが挙げられます。

ただ、このシステムが可能になった大前提は、福岡県内に太陽光パネルのリサイクル技術を持った業者が二つあったんですね。したがって、これができたということも一方で言えます。

福岡県は、そもそも太陽光発電の導入が非常に速くて、初期型パネルが、今、とても多くあります。したがって、パネルの寿命がもうそろそろ来るだろうなということで、全国に先駆けてこのような対策に動きました。

福岡県も、太陽光発電の導入量は全国でも多いほうなんです。したがって、危機感を持ったんですが、実際は三重県のほうが福岡県よりも導入量は多いです。ただ、三重県はもっともっと新しいものがありますので、今すぐ何かをしなければいけないというわけではないかもしれませんが、このように、先を見据えて福岡県は動き出したということです。

そして、もう一つは、埼玉県の事例があります。

埼玉県は、今度は太陽光パネルのリサイクル体制、それから、新たなこの環境ビジネスの創出をするために産業廃棄物処理業者、それから研究機関、そして行政が連携する協議会を立ち上げました。

埼玉県としては、また、やっぱりこちらもリサイクルの効率化、それから、今度はリユース、再利用ですね、そのための運搬ルートの構築など、いろんな企業を巻き込んで網羅的に取組ができるように、そのために協議会を立ち上げたそうです。

埼玉県は住宅用パネルが全国2位ということで、こちらもやはり同じように危機感を持ったわけですが、やっぱり住宅用は各場所ごとの分量がすごく少量ですから、これをどう回収してリユースにつなげていくか、そして、そもそも再利用の活用可能性はあるのかなど、今、問題を把握しているところだそうです。

埼玉県のこの協議会も、実は国の実証実験にも参加しています。しかし、協議会を先に立ち上げていて研究していたところ、たまたま国の実証実験を受けることができたそうです。したがって、埼玉県もやっぱり、同じように危機意識を持って、自分から先駆けていろんな対策を打ち出し始めたということが言えます。

また、先ほど申し上げました、環境省のリサイクルに関する手引、ガイドラインを埼玉県は、県独自に分かりやすく書き直してホームページでも公開



しています。

この二つの県の方のお話を伺っていると、太陽光パネルのリサイクル技術の開発もさることながら、運搬、収集の課題、それから、リユースの需要の掘り起こしなどについての課題も大きいことが分かります。

ガイドラインどおりに処分することを大前提にしたとしても、こういうような具体的な諸課題について把握しておくということは、県としても将来的な見通しの上で有用なことではないでしょうか。

そこで、まず質問です。

三重県として、今後、直面するであろう太陽光パネルの処分について、どのような方針でいるのか、お聞かせください。

また、今後、リサイクル技術の開発が大変重要になってきます。先ほど御紹介したように、他県では既に太陽光パネルのリサイクルを開始しているところもありますが、技術開発は短期的視野で論ずるものではありません。しかし、そうした技術こそ、例えばこの三重県でも産業廃棄物税を課しています。これを活用して支援するというのも、よいのではないのでしょうか。

産業廃棄物税は、今、年間4億から5億円、そして基金に20億円積み上がっています。これは、周辺環境の整備や監視、指導などに活用されていますが、ぜひこうした技術開発への積極的な活用も、御検討いただければと思います。

以上、廃棄パネルの処分について及び技術支援における産業廃棄物税の活用について、県の見解をお聞かせください。

〔増田行信環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（増田行信） 太陽光パネルの廃棄の取組について、また、産業廃棄物税の活用について御質問がありましたので、お答えいたします。

太陽光パネルにつきましては、議員も御紹介いただきましたが、2012年に導入されました再生可能エネルギー固定価格買取制度が契機として、大変急増しております。

本県でも御紹介いただきましたが、特に事業用の太陽光発電施設の導入量が国内でも上位でありまして、県内において廃棄される太陽光パネルも、増加するものと考えております。

また、太陽光発電設備の耐用年数はおおよそ20年から30年とされておりまして、現在では、2030年代の半ばから太陽光パネルの廃棄物の排出が、非常に多くなるということが見込まれております。

これらの太陽光パネルが、耐用年数の経過であったり、故障、災害等により廃棄物になった場合は、廃棄物処理法に基づきまして適正に処理する必要があります。

御紹介いただきました、国においてもこのガイドラインを策定いたしまして、関係団体等に通知され、または、県においても、各市町に対しまして情報提供等を行っておるところでございます。

現在、太陽光パネルのリサイクル施設が、国内においては何か所か整備されつつありますが、県内におきましては、まだそうした施設はございません。現在では、埋立て処分か、もしくは県外の施設でのリサイクルがなされているところでございます。

今後、大量の廃棄が予想されます太陽光パネルにつきましては、不適切な処分につながらないように、適正処分を確保することが大変重要です。そのため、不適正処理に対する監視、指導のほか、関係する事業者等への処理方法や処分可能な事業者などの必要な情報を、今後、提供していきます。

また、太陽光パネルにはガラスやアルミニウムのほか、銀、銅などの貴重な金属も含まれていることから、埋立て処分だけではなく、資源を有効に活用していく観点から、高度なリサイクルを促進していきます。

このため、県内事業者が太陽光パネルの高度なリサイクルに取り組まれる際には、例えば、廃棄太陽光パネルの効率的な回収に関する調査研究であったり、処理技術の開発、施設整備に対しまして、議員からも御提案がありましたように産業廃棄物税を活用して支援するなど、太陽光パネルに関するリサイクルの取組を積極的に促進してまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） 今、おっしゃっていただきましたように、太陽光パネル、大きく三つに分けられるそうです。

まず、アルミ枠、これはリサイクルに問題はありません。二つ目は強化ガラス、これは現在リサイクルして道路材などに使用されているそうです。三つ目は、表面を覆う膜でセルと言われていますけれども、ここが、銀などの有用な金属と有害な物質に分かれるので、ちょっと厄介だなということを業者さんからも教えていただきました。

ただ、リサイクルされた後の製品が売れなくては、使用されなくては、技術をもっと開発してリサイクルを進めていこうということにもなりません。先ほど強化ガラスは道路材に使用していると言いましたけれども、そういった入り口と出口、需要と供給があつて初めて、やっぱりリサイクル技術もどんどん進展、進めていくということを業者も言われておりました。

こうしたリサイクル技術は、太陽光パネルに限らず一つの価値となつて、私はこの三重県の産業促進、この環境産業立県に向けての役目も果たしてくれるのではないかなと思っています。リサイクルの仕組みや技術を民間と共に研究しながら、環境産業立県を目指すために、ぜひ攻めの政策をしていただきたいなと思います。

今回、太陽光パネルの廃棄の問題について福岡県と埼玉県の担当者にお話を伺った際に、お二人とも同じことをくしくもおっしゃったんですけれども、私たちは未来への投資としてこの取組を進めていると明確におっしゃっていました。

例えば3年後とか、5年後、まだ必要にならないかもしれないし、結果は出ないかもしれないけれども、先ほど田中議員もおっしゃってございましたけれども、10年あるいは15年、そういった先を見据えて今から研究していく、そんな長い視点も必要なのではないかなと思います。

ここは皆さん、この議場にいらっしゃる方はちょっと微妙かもしれませんが、この議場にはいない若い年代の県職員の方、あるいは皆さんが、行政の主

力となった頃には、この問題がもっと深刻になっていると思います。したがって、若い皆さんにはちょっと頭の片隅に入れていただいて、これから県行政にも携わっていただきたいなと思います。

さて、次は、海のお話です。

今まで、野村議員や村林議員、多くの先輩方が、きれいな海から豊かな海へと議会でも質問されています。先日、自由民主党会派でも、鳥羽市の離島に視察に行った際にも、漁業関係者の方から切実な声がありました。

皆さんも御存じのように、伊勢湾も赤潮が発生しないように水質改善に本当に熱心に取り組んでいただき、そして厳しい規制をかけてまいりました。そして、その赤潮の状況も改善をされ、伊勢湾は大変きれいになりました。しかしながら、伊勢湾の漁獲量は久しく復活していません。

いろんな原因があると思います。窒素やリンといった栄養塩の減少、海水温の上昇、異常潮位、プランクトンの数量、黒潮の大蛇行、それから、夏場に発生する貧酸素水塊の出現が長期化、そして広域化したことによる影響、閉鎖性海域のために外洋との水の入替えが起こりにくいということ、そして、河川の流量が減り、河川の栄養分も減ったことなど、多くの原因が複合的に重なっていると考えられます。しかし、私たちは、伊勢湾を、引き続ききれいで豊かな海にしていくために何をしなければならないのか、考えなければいけません。

それを考える際に、大変参考になるのが瀬戸内海環境保全特別措置法、これは通称瀬戸法と言いますが、この瀬戸法は、昭和30年代、高度経済成長期に瀬戸内海が本当に水質汚染が進み、そして赤潮が大量発生をした。その改善のために、昭和48年臨時措置法、そして昭和53年に特別措置法が制定されました。その後、水質は大いに改善されて、今や瀬戸内海は伊勢湾よりもきれいだと言われているぐらいです。

しかし、きれい過ぎる海になったがゆえに、栄養塩類などの不足によりノリの色落ち等、水産業への悪影響が指摘されるようになりました。こうして平成27年、きれいで豊かな海という概念が盛り込まれたわけであります。

ただ、そのときには、まだ栄養塩類、窒素やリンについての管理の在り方というのは検討段階にとどまっておりました。しかしその後、令和元年、兵庫県が先駆けて窒素とリンの水質目標値の下限値を設定した、つまり水質汚濁防止法によって決められている水質環境基準の範囲内において、その中で少なくとも窒素とリンは下限値を決めたわけでありましてけれども、栄養塩類の管理を、そして兵庫県が行うことを条例化したしました。その後、今年6月、豊かな海の保全のために瀬戸法はさらに改善されました。その改善内容が、この最後のパネルです。（パネルを示す）今年6月にされたものです。

まず、一つ目は、ここで、栄養塩類管理制度が初めて正式につくられました。従来の栄養塩の規制という考え方から、豊かな海を目指していこう、栄養塩を管理していこうという考えになりました。

具体的には、各知事が湾や灘など海域ごとに、水質環境基準の範囲内において窒素やリンの下限値を制定して、そして栄養塩の供給をきめ細かく管理していくということになります。これは当然、季節ごと、あるいは場所ごとに変えていくというようなきめ細かい対応であります。

二つ目は、（パネルを示す）自然海浜保全地区の指定対象を拡充して、藻場干潟の再生を後押しいたします。

三つ目は、国と地方公共団体の責務として、海洋ごみの除去を連携して推進することです。

こうした他県の動き、そして今年の瀬戸法改正を踏まえながら、三重県の伊勢湾再生について最新の考え方を伺います。知事が就任されてから、伊勢湾再生については初めての一般質問ですので、ぜひ知事に伊勢湾再生に対する思いを伺いたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先日、私も母親に、声が小さいと怒られまして、60歳近くになっても怒られるんやなと思いましたが、今日、私も声を大きくして答弁させていただきたいと思っております。

私、国の最後の仕事が海洋政策事務局長でありまして、海洋について日本

全体、担当していたわけですが、海水温の上昇の問題とか、プラスチックごみの問題、生分解性プラスチックをどうやって普及させていくかということについても議論していましたが、それと同様に、重要な問題として漁獲量の問題もありました。

平成2年、日本の漁獲量、世界第1位だったんですが、現段階においては世界第8位であります。遠洋漁業、もっと今まで以上にやっていかなきゃいけないということなのかどうかは別にして、これから日本の漁業は、養殖などの栽培型漁業に大きく変わっていきます。

そのときに、ノリとか、アサリとか、サザエとか、それはとれなくなると困るという話は非常によく分かる話でありまして、先日、水産関係の方からもお話を頂戴したところでごさいます、黒ノリの色落ち、あるいはアサリなんかの漁獲量が減少しておるということであります。それは、原因として、海域の窒素やリンなどの栄養塩類の減少があるんじゃないかということでもあります。

水は、きれいにしてあげていくほどいいということでも必ずしもないということでありまして、伊勢湾を再生していくためには、当然、水環境の保全は大事なんですけど、それと同じぐらい大事なのが水産資源の持続可能な確保、この両方のバランスを取っていかないかということ、きれいで豊かな海の再生を目指す取組は重要だと考えているところでごさいます。

委員から御指摘頂戴しました瀬戸法、あるいは瀬戸内特措法とも言いますが、この法律におきまして、規制から管理への転換ということがうたわれているところでごさいます。

伊勢湾におきまして、地域の実施を踏まえながら、今後、取組をしていく必要があると考えているところでごさいます、具体的には、現在、令和4年9月の策定に向けまして検討しています、第9次水質総量削減計画がございすけれども、基本的な方針としまして、規制から管理、管理も重要であるということも打ち出しまして、きれいで豊かな海の実現を目指してまいりたいと考えているところでごさいます。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） 今、知事から第9次水質総量削減計画の内容について、お話をいただきました。

私も、手元に、この専門委員会の報告の概要を持っております。その中でも、やはり水質改善を目的とする窒素、リンの負荷削減、これは現状の対策を維持ということも書いてありますけれども、また、改めて、やっぱり各海域ごとの実情を踏まえて、そして必要に応じてきめ細かな水質管理を行う、これも一つの重要な要素であると思っております。本当に来年の改定、大変楽しみにしております。ありがとうございます。

知事の御出身は亀山市ではありますけれども、海はありませんが、豊かな森林と伊勢湾につながる河川がたくさんあります。亀山市には里山があるわけです。

豊かな海を再生するということは、私は漁業振興だけではなくて、生物の多様性を確保するということで、里海を再生して、そしてその海辺の暮らしや文化も再生していくことになると思っています。

したがって、この伊勢湾再生が、やっぱり漁業だけではなくて、その地に住んでいる人の暮らし、文化、また、その地域の活性化にもちろんつながると同時に、特に三重県においては、長い海岸線を通じて非常に重要な施策だと思っております。

引き続き、この豊かな海になるためにどうしたらいいのか、何をすべきなのか、県、そして皆さん、関係各所一体となって取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、伊勢湾再生に向けての広域連携（木曾三川の影響も含めて）と、私は表題に書かせていただきました。

今まで、伊勢湾再生という文脈において、木曾三川という存在はあまり語られてこなかったのではないかと思います、こうした文言を付け加えました。

私の地元、桑名市、木曾岬町でも、漁業関係者の皆さんから、やっぱり伊勢湾を豊かな海にしてほしいという切実な声を、私も議員になってから随分

いただきました。そして、いつか一般質問に入れたいなと思って、今回は入れさせていただいたわけでありまして。そして、その話に必ず出てくるのが、木曾三川の存在でした。

木曾三川は、私たち桑名市や木曾岬町に住む者にとっては、時に自然の恵みをもたらすものであり、そして時に自然の脅威の牙をむき出しにしてくるものであります。古くから私たちの地域に住む先人たちは、木曾三川と戦いながら、あるいは恵みを受けながら、生を受けてまいりました。そんな、木曾三川の伊勢湾への影響は、非常に計り知れないものがあります。

実は、伊勢湾というのは、東京湾や大阪湾に比べると、河川からの流量が倍以上あるんですね。伊勢湾に流れ込んでいる河川は、揖斐川、長良川、木曾川の木曾三川、あるいは、三重県では最も多い流量の宮川、雲出川、鈴鹿川、たくさんございます。

その中で、伊勢湾に与える影響が圧倒的に多い木曾三川、流量が多いということなんですけれども、木曾三川の栄養塩、そして豊かな栄養分を供給する上流の森林保全、そうしたものも伊勢湾再生を考えると重要であると思います。

今、私は木曾三川を挙げましたが、伊勢湾への直接の生活排水、工業排水、それから、伊勢湾での漁獲量を含む漁業の在り方、また、海洋ごみ対策など議論する際には、三重県だけでは到底解決できません。岐阜県、愛知県との広域連携は不可欠と考えます。もっと言えば、長野県も木曾川の上流です。例えば、栄養塩の管理の方向に進むのであれば、なおさらこの3県で、十分な認識共有は必要だと考えます。

例えば、先ほどお話した瀬戸法では、大阪府、兵庫県、和歌山県などの沿岸県だけではなくて、全然海に面していない京都府や奈良県も対象になっているんですね。それだけ、瀬戸法の本気度が伝わってくる話だと思います。

伊勢湾の保全に、少なくとも岐阜県、愛知県とのさらなる連携は私は不可欠だと考えますし、今、連携されているとしても、これから、栄養塩管理などの一歩進んだ政策を行うわけですから、岐阜県、愛知県とも、もう一つス



テージの上がった連携が不可欠と考えますが、その現状と今後の展望を伺います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 伊勢湾再生に向けて流域県との広域連携についてどのように取り組んでいくのか、お答えいたします。

伊勢湾の広域連携につきましては、伊勢湾の特徴としまして、先ほど議員からも御紹介がありました、木曾三川をはじめ多くの河川が流入し、流域人口が1000万人を超える伊勢湾流域圏、これにつきましては、愛知県、岐阜県、三重県など広域にわたっており、伊勢湾の水環境改善を進めていくには広域連携による取組が非常に重要であり、愛知、岐阜各県等と日頃から連携して取り組んでいるところでございます。これについては、先ほど議員からも御指摘のあったとおりでございます。

また、先ほど知事からも回答ありましたが、次期の第9次水質総量削減計画につきましても、来年秋の策定を目指しまして、国から示される基本方針などにも沿いながら、伊勢湾流域圏の愛知、岐阜、三重の各県で策定することとしております。

そうした中で、3県での連携が大変重要になると考えておりますが、例えば平成19年に設立された国土交通省と関係省庁、3県1市で構成します伊勢湾再生推進会議は、共同で伊勢湾再生に向けた取組方針として伊勢湾再生行動計画を策定し、協力、分担して、汚濁負荷の削減をはじめ、生態系の回復やごみの軽減等に取り組んでいます。

また、今年度からは環境省と水産庁の共催で、有識者と漁業関係者及び愛知県、三重県で構成します、伊勢・三河湾における「きれいで豊かな海」に係る勉強会が発足いたしました。

その中で、水環境改善と水産資源の持続可能な利用の確保の観点から、伊勢・三河湾の課題の共有や今後の方針等について、検討を進めているところでございます。

きれいで豊かな海の実現に向けて、今後、第9次水質総量削減計画の検討

も進める中で、伊勢湾流域圏での広域的な連携をより一層強化しながら、総合的な水環境改善対策を進めてまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） 県の3部連携、そして広域での3県連携、ぜひ進めていただきまして、伊勢湾再生に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほど、知事からは漁獲量についてお話がありました。漁業資源についても、現状の資源評価の情報共有を他県とも行いながら、将来的な伊勢湾全体の漁獲量の展望も踏まえて、適切な漁獲量に向けて研究を進めていただきたいと思います。

それから、伊勢・三河湾における「きれいで豊かな海」に係る勉強会について、私も、先週、漁業関係者の方とお話して、おっしゃっておられました。水産庁、環境省、そして県、三重県、愛知県、漁業関係者で勉強会ということで、非常にこれから先も続けていっていただけることを期待されておりましたので、頻繁に情報交換の場として活用していただきたいなと思います。

また、もしよかったら国土交通省ですか、そちらの参加もあれば、本当に河川管理の上で非常に有用なだけどもというお話もありましたので、御検討いただければと思います。

さて、次に、黒ノリの食害対策についてです。

栄養塩の問題が一番顕著に出るのは、ノリの色落ちです。これは、野村議員が、昨年、質問されました。しかし、もう一つノリ養殖に大きな被害を出しているのが食害です。

これ、陸の獣害と同じで、魚がノリの若芽を食べてしまうんですね。私が住む桑名市、木曾岬町もノリの産地なんですけど、たくさんノリの食害に遭っています。

かつて、桑名市では、11月上旬にはノリの初物がとれました。お正月前で、すので初物は軟らかくて、繊細な味で、高値で取引さされるんです。しかし、今は年が明けないととれません。平成23年から年内生産はゼロになりました。これは食害で食べられてしまったということがあります。

何でこんなふうに食害が出てきたかという、いろんな原因があると思いますが、そのうちの一つは、海水温が11月、12月でも以前より高いので、魚がまだ活発に動いてノリを食べてしまうということも言われます。

この食害は、全県的に言えることです。鳥羽市などでも確認されています。県のノリ養殖業の食害被害対策及び今後の対応について、教えてください。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、黒ノリの食害対策に関する取組について、御答弁します。

黒ノリ養殖では、成長した黒ノリの葉が急激に短くなる現象が以前から知られており、日本各地で収穫に影響を与えています。

これまで、この減少の原因については、野鳥や魚類による食害も報告されていますが、主には海水温や塩分濃度の変動と考えられてきました。しかし、近年では野鳥や魚類による被害が拡大しているとの事例が報告されています。

このため、本県でも昨年度、黒ノリの食害に対する野鳥や魚類の関与を確認するため、水産研究所が桑名地区や伊勢地区の養殖漁場のICTブイにカメラを設置し、一定間隔で撮影したところ、黒ノリの葉が大きくなり始める11月中下旬に、カモやクロダイが群れて黒ノリを捕食する様子が記録されました。

今年度は、海水温や塩分濃度のモニタリングを行うとともに、効果的な食害防止技術の開発に向け、特に被害が大きいと考えられる桑名地区において、養殖業者の協力を得ながら、試験的に養殖漁場の周囲にカモやクロダイの侵入を防ぐ防除網とカメラを設置し、効果の検証を行っているところです。

今後は、防除網による食害対策の効果、検証を継続するとともに、本年度から開催されている、水産庁主催のノリ養殖における食害に関する情報交換会を通じて、他県の対策事例も収集しながら、効果的な食害防止技術の開発、普及を進め、伊勢湾における黒ノリの被害軽減を図ってまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） まさに漁業の現場もICT化している、そして、それ

が確実に実を結んでいるということは、大変ありがたく思います。こうした新しい技術は積極的に活用して、漁業の安定化のためにも役立てていただきたいと思います。

さて、桑名では伊勢アサクサノリというものもありまして、DNA鑑定を必ずして、科学的に証明されなければ市場でブランドを名のることはできないです。こういうDNA鑑定までしている、売っているノリは、全国でもここだけということで、桑名のハマグリ、シジミとともに県産品の商品の中でもブランドに成功している第1次産品として、今後も湾奥部の漁業にも御支援いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後の質問です。

RDF施設の跡地利用等についてです。

先般、桑名広域清掃事業組合が、服部副知事、そして正副議長に要望書を提出しました。

RDF、今、撤去工事を進めておりますけれども、跡地利用について、そして、その後の安全記念碑及び管理棟などの管理についての3点についての要望です。

まず、跡地利用についてですが、これは、今、企業庁が撤去作業している部分は、三重県と桑名広域清掃事業組合が所有している共有地に囲まれています。

一般道路に面していないので、非常に複雑な使い勝手の悪い状況になっているんですけども、将来的には三重県所有の跡地を民間に売却するにしても、やっぱりいろんな私道整備等が必要になってきます。

こうした土地において、この周辺の地域は、今、桑名、もう道路整備が進んで、公共団地も造成され、非常に企業誘致が活発化している地域なんですね。したがって、民間のスピード感を持って、この跡地利用については前に進めていただきたいなど思っておりますが、その方向性をお聞かせください。

そして、申し訳ありません、ちょっと続けてまいります。

安全記念碑、管理棟の維持管理、安全祈願行事についてです。

平成15年、RDF貯蔵槽が爆発しました。大変痛ましい事故でありました。この事故の教訓を風化させず、安全への誓いを毎年祈念しています。

引き続き、企業庁が責任を持って安全祈願行事、そして記念碑の管理をいただく方針に変わりはありませんか。また、管理棟については、維持管理、大変、年間数百万円かかっていますけれども、どのような方向性なのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔増田行信環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（増田行信） それでは、私のほうからRDF施設の跡地利用について、共有地の取扱いを含めた方向性についてお答えいたします。

令和3年1月から進められていますRDF焼却・発電施設の撤去工事は、令和5年1月に完了する見込みであり、撤去後の跡地利用に関しましては、これまで桑名市や町村会のほか、桑名広域清掃事業組合議会などからも御要望をいただいたところでございます。

議員から御指摘いただきましたが、施設撤去後の跡地をごみ処理以外の用途で利用するに当たりましては、県の所有地にあります、周辺にあります共有地の取扱いのほか、県の所有地が直接公道に接していないことなど、また、都市計画法に基づく用途制限などがございまして、整理すべき課題が幾つかございます。

このため、共有地につきましては、共同所有者であります桑名広域清掃事業組合と、権利関係の整理など具体的な協議を進めていくとともに、公道との接続や都市計画法上の課題などにつきましても、同組合や桑名市の協力を得ながら調整を進めてまいります。

今後の跡地利用につきましては、関係市町等の意向を十分に聞き取りながら、これまでの土地利用の経緯を踏まえました活用を図っていきたいと考えています。

跡地周辺では、今後、東海環状自動車道の開通やリニア中央新幹線の開業など、さらなる良好な交通アクセスが見込まれていることから、産業用地と

してのポテンシャルは非常に高いと考えておりまして、地域の振興に加えまして環境政策にもつながるものとなるよう、関係機関と十分に連携しまして、機を逃さず取組を進めてまいります。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

〔喜多正幸企業庁長登壇〕

○企業庁長（喜多正幸） お答えいたします。

平成15年8月19日RDF貯蔵槽爆発事故により、お二人の貴い命が失われたことは痛恨の極みであります。このような痛ましい事故を二度と発生させることのないよう、この事故の反省と教訓は決して風化させてはならないと考えております。

御質問の安全記念碑につきましては、御遺族の御意向がまず第一と考えておりますので、これを踏まえまして、現在の場所での保存を基本として、関係機関と協議していきたいと考えております。そして、その管理につきましては、今後も企業庁の責任において行っていきたいと考えております。

それから、安全祈願行事につきましては、今後も企業庁が安全で安定した事業運営を行うことを誓う機会として、引き続き継続して実施していきたいと考えております。

また、管理棟に関する課題については、関係する桑名広域清掃事業組合の意向を確認しながら、丁寧に協議してまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） 引き続き、やっぱりこの要望書が出た背景を考えますと、地元の桑名広域清掃事業組合の皆さんとの引き続きのコミュニケーションを、もっと密に取っていただければと思います。本当にありがとうございます。

今日の新聞でヤード条例のことが出ていました。一昨年、私、このことについて一般質問しました。そのときに、このヤード条例は、初め県の皆さんからは歯牙にもかけられなかったんですが、地元の方が一生懸命、取り組んで、訴えて、そして条例へとこぎ着けました。

やっぱり地元の皆さんの声が、こうやって政治家を通して、そして、県の政策に届くということ、本当に私、実感して感動したのを覚えております。

今日は本当に、拙いまた一般質問でしたけれども、以上、時間いただきましてありがとうございました。終了します。ありがとうございます。（拍手）

## 休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時10分開議

## 開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。19番 倉本崇弘議員。

〔19番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○19番（倉本崇弘） 皆さん、こんにちは。

草莽、桑名市・桑名郡選挙区選出の倉本崇弘でございます。

この9月に、11か月ぶりに県議会の場に戻ってまいりました。多分質問をさせていただくのは、2年近く間隔が空いていると思っておりますので、大変緊張しております。どうぞよろしく願いいたします。

また、この議場において、知事御出席の下で議論をさせていただくのも初めてですので、非常に楽しみにしています。どうぞよろしく願いいたします。

この11か月間、私は少し県議会から離れ、多くの県民の皆さんから県政に係る多様な御意見をお聞かせいただく機会が非常に多かった11か月でも

ありました。

中でもこの11か月は、圧倒的に新型コロナウイルス感染症に関する御要望が非常に多かったという印象を受けています。

特に知事選挙と県議会議員補欠選挙が行われているこの時期は、第5波のピークの真ただ中でありまして、現在は少しその状況も落ち着きを見せてきています。

今回、私は、需要喚起を中心に質問をしようと思って通告をさせていただきましたが、通告をした直後ぐらいから新型コロナウイルス株が広がってきている、全世界的に広がりを見せつつあるということで、少し雲行きが怪しくなってきた、質問があまりタイムリーじゃないなという思いも少ししているんですが。

ただ、とは言いながらも、需要喚起は、この2年近くにわたり経済が大きく冷え込んでいる中で、しっかりと取り組んでいかなければならない大きな課題だと思っています。慎重に、かつ速やかに、そして継続的にしっかりと取り組んでいかなければならない、こういった課題だと思っておりますので、予定どおり通告させていただいた内容に従い、質問させていただきたいと思っております。

その前に、少し新型コロナウイルス感染症の状況も、これまでの1か月ぐらいいすかね、の状況とは少し変わってきておりますので、感染防止対策について、少し冒頭、私の思いというか、少し気になっている点を申し上げた上で、質問に入らせていただきたいと思います。

このしばらくの間、特にここ数日ではありますが、オミクロンという新型の株が世界的に拡大を見せ、それが連日報道をされ、第6波の襲来が少し現実味を帯びてまいりました。

その中で、三重県が行っている対策といえば、かなり頑張っており取り組んでいただいているとは思っていますが、とは言いながらも、必ずしも万全の状況ではないと思っています。少し現実味を、第6波が現実味を帯びてきたということで、少しギアを上げて取り組んでいただければとも思っているところ



るであります。

そこで、少し気になっている点としては、第5波がピークを迎えていたこの8月、9月における宿泊療養施設の使用率を見てみると、先日、医療保健部から資料を頂戴したんですが、使用率がピークの時期でも48.3%、宿泊居室数としては240室を確保していましたが、8月14日に使用していた宿泊療養者数は116人ということになっています。

これが比率に直すと48.3%という数字になるわけですが、同日の入院調整中の方、そして自宅療養者、療養中の方を合わせた数字となりますが、この数字が532人となっています。

つまり、数字の上では、宿泊療養施設にはまだ134室ほどの余裕があったにもかかわらず、532人の方が入院調整中、あるいは自宅療養を強いられていたわけであります。

仮に、この宿泊療養施設を100%稼働させたとしても、400人ほどの方が行き場を失っていたわけですから、現在、県で進めていただいております宿泊療養施設の数をしっかり確保していただくというこの取組は的を得ていると思っていますが、それと同時に、この使用率が半分にも満たなかったということは少し反省していただく必要があるのかなと感じています。

少なくともこの自宅療養を強いられる方を最小限にとどめるための万全の準備を今のこの時期だからこそ、しっかりとやっていたかなければならないと感じています。

そのためにハードである部屋の確保をしっかりとするとともに、私は医療スタッフの充実を図っていくことが使用率をしっかりと上げていくために重要だと思っています。

使用率が伸びない一因として、単に清掃や消毒に時間を要したということだけではちょっと説明がつかない。明らかにスタッフ等々の不足もあると思っていますので、この点しっかり強化をしていくことが重要だろうと考えています。

本来は入院していたとしてもおかしくない方が宿泊療養施設にも入らず、

自宅で療養しているというのは、これは大変御本人にとっても不安でしょうし、健康上、病状が悪化した場合の不安とともに、人によっては御家族への感染を非常に危惧されながら、御本人しんどいにもかかわらず、体調が悪いにもかかわらず、御家族への感染を気にしながら、車の中で生活をしていたという実例も、私も何人かの方からお聞かせいただきました。

そういった状況にならないように、入院できる病床の確保というのは、一定のところで上限が当然あるんだろうとっておりますので、入院できる環境をしっかりと整備するとともに、この宿泊療養ができる環境を整え、入院と宿泊療養、この両面でしっかりとサポートをしていただくことが、この第6波、現実味を帯びてまいりましたので、少し準備を加速してお取組いただければなと感じています。

このことを、少し長くなりましたが、冒頭に申し上げ、通告に従いまして、質問させていただきたいと思います。

まず、1番のIR、カジノを含む統合型リゾートについてお伺いしたいと思います。

今、私はこのIRのことをカジノ含む統合型リゾートと申し上げました。これは観光庁ホームページなどを見ても、IRのことを特定複合観光施設と記載してもらっています。

ただ、私はあえてこのカジノを含む統合型リゾートと申し上げたのは、IRにとってカジノは大きな収益の柱の一つであり、これを欠くことによって成立し得ないと考えておりますので、県民の、そして立地をする場合、周辺の住民の皆さんの関心事、不安を感じる主たる要素でもあり、そして収益の大きな柱でもあるカジノをあえて説明する文書の中から外すということは、私はふさわしくないと考えておりますので、あえて、ふだんメディア等でもよく使っておりますカジノを含む統合型リゾートということで申し上げました。

このことを少し解説させていただきまして、具体的に少し、今までの経緯を含めてお伺いしたいと思います。

令和3年11月2日に開催されました木曾岬干拓地土地利用検討協議会にお

いて、三重県から、木曾岬干拓地の伊勢湾岸自動車道以南の土地利用に関して実施した調査の中で、I Rの提案をした企業があったとの報告が、この協議会内でありました。

このことが一つの大きな契機となり、それから3週間ほど経過した11月12日、日経新聞の記事の中で、桑名市長がこれまでI Rの誘致を目指してきたが、三重県知事に一見勝之氏が当選、就任したことをきっかけに、改めて三重県にI Rの調査研究を要請することにしたとの記事が報道されました。

これまで、前知事が一貫してI Rに関して慎重な姿勢を取ってきたこともあり、一時期はこれは、I Rに関する議論は下火になってきたと私は思っています。

しかし、この11月2日に一企業の一提案としてという前提ではあったものの、木曾岬干拓地土地利用検討協議会の報告が一つのきっかけとなり、I R誘致に向けての桑名市の執行部が中心に、再び積極的な姿勢を示したと私は思っています。

その一方で、桑名市ですら市内の雰囲気としては、I Rに対して決して十分住民の皆さんの理解が得られている状況にはないと思っています。

さらに言えば、この木曾岬干拓土地利用検討協議会の報告が一連の動きの契機となったということ踏まえると、この話の流れからいくと、木曾岬干拓地が有力な候補地とされているということだろうと私は認識しています。

ところが、この木曾岬干拓地の大半は木曾岬町の土地であり、桑名市はあくまでも近隣で一部の土地を所有しているに私は過ぎない状況で、桑名市が誘致に向けて前のめりになるというのは、少しいびつな状況であると認識しています。

これ、以前は木曾岬干拓地などを含んで、桑名市長島町を候補地として桑名市は調査研究を求めてきた、これは桑名市の土地が含まれておりますので、桑名市として要望することももっともかなと思いますが、今回のこの一連の発言を聞いていると、少しどうなのかなと感じているところであります。

ただ、一言申し上げておきたいのは、私はこのI Rに対して全面的に反対

するという立場では決してありません。このIRの持つ可能性も必ずしも否定するわけではありませんし、大きな観光施設であることは間違いありません。そして、地域経済に一定の活力を与える起爆剤にもなり得ると思います。

しかし、その一方で、カジノによる中毒性、そして周辺環境の変化、人の流れの変化などの地域住民の生活を一変させるという可能性も同時に秘めているということを、私たちはしっかりと考える必要があると思っています。そういった意味でも、地域住民の皆さんの合意が必須である、このように考えています。

以上のことを踏まえて、私はIRの誘致のためには、主に三つのことを満たす必要があると考えています。

少しフリップにまとめましたが、（パネルを示す）まず1番として、周辺住民の幅広い理解を得られなければならないということ、そして住空間から隔離をされた空間であるべきであるということ、そして3番目に、大都市に近く交通の利便性が高いということ、これらの三つの要件を私は満たす必要があると思います。

これを木曾岬干拓地に当てはめてみると、なかなか周辺住民の皆さんがこのIRを誘致することに同意されているかといえば、決してそうではないという状況だろうと理解しています。その点から言って、1番の要件は満たしていない。

2番目の住空間から隔離されているという点でいっても、主たる住宅地、大きな住宅地からは多少距離が離れているものの、陸続きということで、必ずしも独立した空間ではないと思います。

また、3番目の交通の利便性については、セントレアあるいは名古屋などの大都市からも比較的近い距離ではあるものの、まだまだ木曾岬干拓地へのアクセスという意味では課題が多いと考えています。

これらのことを考えると、なかなか誘致をするための適地であるとは言い難い、このように思います。

以上のことを申し上げた上で、他の誘致に積極的な自治体の状況を少し見

てみたいと思います。

(パネルを示す) この2番目のフリップであります、これは和歌山県の事例であります。和歌山県は、大阪に非常に近いということで、関西圏に二つIRを持ってこようというのはどうなのかなという御意見もある中ではあります、見ていただいて分かるようにですね。この地図、写真を見ていただくと、独立した人工島になっています。あるいは、IRを誘致しようとしているこのエリアのすぐそばにヨットハーバーがあるなど、周辺にIRを補完するような施設が既にもう整っている、環境がかなり整備されていると私は理解しています。

今、和歌山県の例を少し挙げさせていただきましたが、同様に、大阪などの他の誘致に積極的な自治体にも似たような環境に私はあると思っております、これらの地域と木曾岬干拓地を比べると、やはりやや見劣りをするのではないかと考えています。

そもそも、先ほども申し上げましたが、IRは地域の環境を大きく変えるリスク要因をはらんでおり、知事が就任以来、三重県の魅力として強調されている豊かな自然が残っている地域である、そしてそれを守っていかなければならないんだとも発言されていると思いますが、そういった御発言とも少し相入れないと思っています。

どちらかという、IRは都市型の空港などに隣接して、そして一体的な開発を望んでいる地域のほうがより望ましいのではないかと私は思っています。

以上のことを踏まえて、一見知事のIRに対する思いをお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事(一見勝之) 御質問にはありませんが、まず、新型コロナウイルス感染症の関係でお話を頂戴しましたので、新型コロナウイルス感染症に関しましては、宿泊療養施設、非常に重要でございまして、御指摘のとおりでございますが、第5波のときには2か所しか設定できておりませんでした。

100%のなかなか稼働は難しいところがあります。入替えのところとか、それから宿泊利用施設を御希望なされない方もおいでになるので、難しいのではあります。また、かつ医療関係者の方々の都合もごございますのでですね。

今、第6波に向けて、私ども体制を強化しているところをございますけれども、宿泊療養施設も今4か所稼働するということになっておりまして、近々、もう一か所増えて5か所ということになります。

もう私が知事に就任してから複数の病院を自ら回りまして、病院長にお願いをしております。それが知事の一番大事な仕事やと思っておるものですから、引き続き、そういったことも進めていきたいと思っておりますし、総合的に第6波にどう対応していくかというのは、10月18日に、みえコロナガードという形で発表させていただきました。まだまだ道半ばでございますので、またしっかりやっていきたいと思っておりますし、足らざる点ありましたら、また御指摘を頂戴したいと思っております。

それからIRについての御質問を頂戴しています。

私がフランスにおりましたときに、ドーヴィルという場所がフランスの北の西のほうにあるんですけど、ここにカジノがございます。映画の男と女、あの舞台になったところがございます。ここに行って、カジノもやってきました。

ヨーロッパ型のカジノなものですから、今、日本で考えられているアメリカ型のカジノとは違いますけど、ちょっと日本人になじむかなという若干の考えを持ったことがございました。

カジノに関しましては、光と影があるということを私、会見でも申し上げております。確かに観光産業などの国際競争力を強化していくという意味ではいい面もあるんですけど、他方、ギャンブル依存症の問題ですとか、あるいは治安環境が悪化するということもございます。また、私は最大の問題だと思うのは、県民の皆さんが今まで蓄えてこられた富が、場合によると海外の事業者の方に、これは合法的でありますけど、流れていってしまうということが本当にいいのかというのは、別に考えているところがございます。

また、I Rについてはカジノだけが着目されますけど、I Rというのは統合型リゾートであります、特定の複合観光施設でありますので、カジノだけではなくて、例えばそこにコンベンション施設なんかもあります。

かつてコンベンション法の制定に私が携わった人間として思いますのは、コンベンションをたくさん持ってこない、実はその施設は有効に機能しないんですね。コンベンションをたくさん持ってくるということは、学会などのバックボーンがないとあかんのですよ。それが本当にできるのかという問題もあるかと思っております。

一番大事なのは、やっぱり御指摘のように、地域住民の理解やと思っております。誘致を行いたいという地域があれば、まず、そこが住民の皆さんにお話を聞いて、どういうふうに考えておられるのかを確認する必要があるだろうと考えておるところでございます。

そういう意味では、まず、桑名市、桑名市の住民の皆さんはどう考えておられるのか。さらには、木曾岬町、木曾岬町の皆さんはどう考えておられるのかというのをきちんと両自治体で確認していただく必要があろうかなと思っています。

さらに、干拓地でございますので、集客施設がなじむのかどうかという立地上の問題も出てくる可能性があるだろうと思っております。

現在、I Rを申請しておられる3か所とも、住民の皆さんとか、あるいは議会との関係で手続きが停止しておられるところもあると聞いておりますので、決して、国土交通省出身なのでI Rに対して積極的なんじゃないかと思われるようではありますが、誘致ありきと私は考えているわけではありませんで、基礎自治体の住民の皆さんが納得されているかどうか、これをしっかりと注視をしていきたいと考えています。

現に、I Rの本部決定でありますけれども、令和2年12月に決定された基本的な事項、区域整備計画の認定事項の中でも、要求基準の中に出てきておりますのが、地域における合意形成の手続きが適切に行われたものでなければならぬということも書かれていますので、今申し上げた点が重要な部分だ

と考えております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

知事のお考えをまとめてお聞かせいただきました。私が申し上げたこと、そして私が考えていることと知事の思いはかなり重なっている部分が多いなということで、かなり安心いたしました。

とにかく、これは非常に大きな起爆剤にもなり得るし、ただ、住民の合意形成をせずに焦ってやってしまうと、決していい結果を招かないと思っていますので、ぜひ慎重に、まず桑名市等々から話があるんだろうと思いますので、あった際には慎重に取扱いを検討していただければと思います。

それでは、知事の答弁を含めて、少し1点だけ再質問で確認させていただきたいと思います。

それはちょっとスケジュールについてなんですが、（パネルを示す）今これを、このフリップを御覧ください。これは観光庁ホームページから取らせてもらったものなんですが、申請するとすると、ここの部分ですね。だから、2022年4月までが一定の期限として区切られています。

この2022年4月という、もうあと3か月、4か月ぐらいしか期間がないわけでありまして。それまでの間にこれだけの手続をしないといけないと私は認識していますが、局長に少しお伺いしたいと思います。そういった認識で間違いないのか、IRの誘致に向けて、仮に意思表示するとすれば、2022年4月が一定の区切りになるという理解で間違いないのでしょうか。その点をちょっと確認させてください。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 失礼いたします。御答弁させていただきます。

本県のIRに関する対応につきましては、これまでも国の意向調査に対しまして、令和元年9月時点で、IRに関する区域整備計画への認定申請を行う予定はないという形で回答しているところでございます。



I Rの区域計画に係る国の審査期限は、御案内のあったとおり、令和4年4月28日までとされており、期限までに申請を行わない場合、今回、区域認定がされることはございません。

以上でございます。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） 今の御答弁で明らかなように、もうスケジュールとしては非常にタイトな状況に陥っているところであります。

私もこの質問の中で再々申し上げてまいりましたが、とにかくこの三重県には、この長い歴史の中で培われてきた他県に勝るとも劣らない豊かな自然であったり、食であったり、歴史であったり、多くの観光資源があります。

必ずしもこのI Rありきの観光戦略ではなく、地元にも昔からある資源をしっかりと磨き上げる中で、私は新型コロナウイルス感染症によって大きく経済が落ち込んではいらぬものの、十二分に他県に向けて発信をできる資源を十分持っていると思っていますので、まずは、その自分たちが持っている、三重県が持っている資源をしっかりと磨き上げていくことこそ、この厳しい経済状況だからこそ重要なのではないかと、こんなふうに考えています。

ぜひとも、知事をはじめ、私が申し上げてきたこととほぼ同じことを思っただいただいていると思っておりますので、しっかりと観光戦略についても描いていただければと思います。

それでは、1番のI Rについてを終わらせていただいて、2番目の公的な役割について少しお伺いさせていただきたいと思っております。

特に、この公的な役割で、二つのことに私は今回着目させていただきました。一つ目は、バス路線について、もう一つは、団体客の誘客についてであります。いずれも、今までは民間活力を使って進められてきました。そして、今まではそれで成立していたんだろうと私は理解しています。

しかし、現状のバス路線については、利用者が大きく減少しています。そして団体客は、個人客の個人旅行へのシフトによって需要は大きく落ち込んできています。

さらに、新型コロナウイルス感染症によつての経済的な大きな打撃、そして生活様式の変化ということがあることは言うまでもありません。

その一方で、公共交通の確保も観光の活性化における団体旅行は欠くことのできない重要な要素であることも間違いありません。

従来から、公共交通については赤字路線で、国と県が協調して補助を行う、あるいは観光業については、コロナ禍における需要喚起策なども取り入れられてまいりました。

しかし、いずれも傷んだところに穴埋めしているに私は過ぎず、根本的な、そして総合的な対策にはまだまだなっていないと思います。

そこで、個別に一つずつお伺いしたいと思いますが、まずはバス路線についてであります。

バス路線を取り巻く環境は、年々厳しさを増してきています。その一方で、高齢ドライバーの皆さんが自動車運転免許を返納していただくという流れが進んでいる中、公共交通、地域の足としてのバス路線の果たすべき役割は、年々その重要性を増してきています。

そもそも我が国では、公共交通の大部分を民間企業に委ね、そして、高度経済成長期の中ではそれで成立してきました。それは、狭い国土の中で人口が集中して、居住をしたためであったと私は思っています。しかしながら、諸外国の例を見てみると、一般的に公共交通サービスの提供は、自治体の責任で位置づけられているということになっています。

この差は非常に大きく、我が国における、これは三重県に限らずであります。公共交通の維持が厳しいという環境に追い込まれているんだろうと思っています。

現在も、赤字路線に国、県、あるいは国、市町で協調して補助してもらって、公共交通をしっかりと維持してもらっています。

しかし、今後この赤字路線が拡大していくという流れは、大きくは変わってこないだろうと私は思っておりまして、そうすると、なかなか公共交通全体をしっかりと維持していくのは、年々厳しくなっています。

言わば、傷んでいるところに部分的に手を差し伸べて支えても、あちこちで傷口が広がっていくという状況で、もはや成立しない状況になっていくのではないかということに非常に危惧しています。

そこで、私はこの赤字路線にとどまらず、県や市で協調して公共交通を支える仕組みを、いま一度、再構築していく必要があると思っています。

その中で、とりわけ今までは赤字路線にスポットを当てて物事を見て、バス路線を見てまいりましたが、少し黒字の路線についても、少してこ入れをしていく必要があるのではないかと思います。

ある地域交通を支えている民間事業者のまとめたものの中に、利用しやすい利用環境という題で、四つの視点をまとめられているものを私はちょっと発見いたしました。

それを今少し御紹介をさせていただくと、（パネルを示す）このある事業者、ちょっと名前はあえて申し上げませんが、地域交通の維持について非常に実績を上げられている事業者であります。今このフリップに上げているのが四つの視点であります。一つ目が利用可能なサービスの統一化ということであります。2番目がバリアの解消、そして、3番目が利用しやすい運賃設定、そして、定時制と速達性の確保というこの4点が重要であると位置づけられていました。レポートの中の一部にこういった記載があったんですが。

特に、この中で私が注目をしたのは、3番目の利用しやすい運賃体系ということであります。この利用しやすい運賃体系の解説の中で、この事業者が言うには、1日に支払う運賃は800円以下が9割を占めているということでありまして、実績の話であります。90%以上の方が800円ぐらまでしか払っていないという状況です。

じゃ、この800円は一体何の数字か、どういう金額なのかというと、駅前にある駐車場料金が大体800円くらいということであり、つまりは駐車場利用料金よりも高い運賃設定をしてしまうと、選択の余地なくマイカーを選択するということになるという内容でありました。

この点というのは、地域は違いますが、大体三重県の駅前でもいろんな地

域がありますが800円ぐらい、それぐらいの金額設定なので、これ、そのまんま三重県にもある程度私は当てはまるものじゃないかなと思っています。

私の地元でもそうなんです、例えば名古屋まで行く高速バスなどを見ると、運賃は片道で1000円を超える運賃設定になっています。この金額になると、私もいろんな方から、地元ですので、いろんな御要望とか御意見などお伺いをしている中で、通勤に使われているんだけど、定期代は実際には自腹で払っているんだと、交通費の補助はここでは出してもらえないというようなお話もお伺いしています。

そうすると、自腹で払っている人もいるけれども、そうじゃなくて、私の地元でいくと、桑名駅まで御家族に送ってもらって通勤しているということになります。

非常に高速バスが便利ですし、利用ニーズは高いと思うんですね。ただ、その金額が片道1000円という負担、これが少しネックになって利用を抑えられているという側面も否定はできないと思っています。

特に平日の昼間になると、通勤、通学の方は利用するけれども、平日の昼間は比較的空いているという状況になっています。ここを、例えば昼間も御利用いただけるような形に少し再編していくことによって、いろんな新たなチャンスも生まれてくるとと思っています。

その一方で、これらの路線の多くは、各事業者の屋台骨を支えている路線であるということも言えます。必ずしも課題は赤字路線だけにあるわけではなく、黒字路線の継続的に黒字であり続けるための工夫であるとか、さらなる増収を見込める、こういった視点で公共交通のてこ入れというものを私は考えていくべきだろうと思います。

仮に、この運賃を値下げしたことになって収益増にならなくても、社会全体から見ると利用者数が増え、多くの人がある目的地に向かうことによって、新たな需要も生み出すことができます。

こういった社会的な、公的な役割というものも公共交通は担っているわけですから、今までのように完全に民間に委ね、危なくなったら支えますよと

いう体制ではなくて、少しもう一歩、二歩も前のめりに取り組んでいただくということは、私は重要なことではないかと思えます。

そこで、バス路線の維持について当局の考え方を伺いたいと思えます。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（山口武美）** それでは、バス路線の維持等に向けた取組についてお答えさせていただきます。

地域公共交通ですけれども、通勤、通学や通院といった日常生活を支える重要な移動手段としての役割にとどまらず、買物客、観光客の増加、それと地域のにぎわい、あとは地域の振興など、欠かせない社会インフラであると考えております。

そのような中、県民の皆様の身近な移動を支え、生活に欠かすことができない路線につきましては、近年、急激な人口減少や運転者不足の深刻化等に伴いまして、路線の減便、縮小が進み、また、移動手段の確保が困難な交通不便や空白地域が増えてきているというようなことになっているかと思えます。

このため、県では、まず、バス路線の骨格をとにかく守ることが、バス路線網全体の維持につながることから、複数市町をまたぐ地域間幹線バスについては、県が国の補助制度に協調するような形で運行に係る費用を支援しており、今年度、欠損が出ているところですが、45系統を補助しているところでございます。

また、地域間幹線が今幾らしっかりしていてもそれだけではということで、地域内バスにつきましては、市町が国の補助制度を活用するなどにより運行しておりまして、日常生活の移動ニーズに対応しているところでございます。

それで、県と市町が連携しながら、厳しい経営状況にあるバス路線をしっかり支えることで、地域公共交通ネットワークの確保であったりとか、地域の振興、地域づくりを図っていくということに考えておりますけれども、運賃もさることながらなんですけれども、今後を見据えた上で、どのようなことを今やっていくかということをちょっとお話しさせていただきたいと思

ます。

それで、バス路線ははじめとする地域公共交通については、地域にとって移動ニーズや輸送資源などの状況が異なります。そういう中、地域が一体となって、持続可能な移動手段の確保に向け、限られた予算の下に取り組んでいくことが重要と考えております。

そのために、必ずしもその全てをバス路線で完結するという考えだけではなく、例えばですけれども、利用促進等について市町、地域住民代表の方であったりとか、学識経験者などの方と地域公共交通会議のような場を設けさせていただきまして、検討を行っているところです。

そのような検討の結果によって出てきたことなんですけれども、例えば四日市市では、地域住民の通院・買物を中心とした生活路線を存続させるため、新たな停留所を設け、運行経路を変更するとともに、商業施設内に乗り継ぎ拠点を整備し、他の地域間幹線バスと接続の上、路線の運行を開始したりであったりとか。

それと、津市では、コミュニティバスの運行に当たりまして、合併後の広域化した地域の状況を踏まえつつ、移動ニーズや利用実態等に応じた路線の再編を実施しているところである。

それと、議員御地元の桑名市におきましては、例えば地域の課題ニーズを踏まえつつ、次世代モビリティと既存の交通サービスを組み合わせた持続可能な交通体系の構築を図ることなども、その取組をすることによりまして、例えば利便性の向上に向けたコミュニティバス路線の見直しであったりとか、利用者の移動の利便性、運行の効率性の向上を図るため、AI活用型オンデマンド等にも、今実証実験の段階ではございますが、取り組んでいってございます。

このように、必ずしも路線の欠損の部分だけというよりは、その先も見据えた上で、なるべくなら総合的、抜本的というお話がありました。そのような方向に向けて、次世代を見据えつつ取り組んでいるところでございますけれども、引き続き、地域公共交通ネットワークの活性化やバス路線の最適化

につながるよう検討、取組をしていきたいと思ひます。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

ぜひ、いろいろな新たな取組も行っているとお聞かせいただきましたが、そこに加えて、黒字路線というところにも少し視点を置いて、ぜひ御議論いただければなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、二つ目の団体客の誘客についてお伺ひしたいと思ひます。

観光客が団体客から個人客に大きくシフトしているということは、御承知のとおりであります。しかしながら、一度に多くの売上げをたたき出す団体客は、依然、観光業の中で大きな収益の柱となっています。

しかしながら、さらにその大きな柱となっており、交通事業者のみではなく、各観光地の土産物屋であるとか、そういったところの収益回復に向けても、団体客は非常に大きな役割を果たしてまいります。

そういった中で、この2年近くにわたるコロナ禍でドライブインなどの施設が閉鎖されるということが、県内外で散見できるようになってまいりました。

団体客の一連の行程の中で、昼御飯を食べるという場所を確保するというのは非常に重要なことであります。今までは、お昼を、例えば、お弁当を車内で食べるということが可能でしたが、このコロナ禍でそういったこともなかなかできないという状況になってきています。

そうすると、一体どんなことが問題になってくるかということですが、旅行の行程を組むときに、その選択の幅が、県内で一つ、二つしかなければ、そこに必ず寄りなければいけないということになってしまいます。

そうならないためにも、これは、今までは民間の活力に任せて、民間投資で何とか賄っていこうという姿勢でやり続けてまいりましたが、このコロナ禍をきっかけに、一気にそういった環境が許されないという状況に私は陥ってきていると思ひます。

その一方で、三重県には、他の地域からも羨まれるような多様なコンテン

ツがあります。しかし、三重県にあるいろいろな観光地に出向いていく、今までは観光地となり得なかったところも、ある意味ではスポットライトが当たってきているわけでありますが、そういったところに行こうとするためには、どうしてもお昼をどこで食べられるのかと、その食べる施設が周辺にあるのかどうかということが、選択される上で非常に重要なところとなります。

今ドライブインという話を少しさせていただきましたが、必ずしもバスを止めてお昼を食べるというのは、ドライブインだけに限られたことではありません。周辺に大型のバスが止められる駐車場があるレストランも、十分お昼の休憩を取っていただく施設になり得ますし、あるいは、ふだんは個人のマイカーを止めているスペースだけでも、事前に予約しておいてもらえば、そのスペースを空けておきますよという施設もあるわけですから、そういった情報をしっかり旅行事業者の皆さんに発信していくということも、三重県に団体客を呼び込む上では私は非常に重要だと思います。

そこに加えて、既存のドライブインをしっかりと残して、団体客が訪れやすい環境を整備していくということは、私は今後の三重県の観光戦略の中で非常に大きなウエートを占めてくると思います。

今までは、先ほども少し申し上げましたが、民間需要で、民間の活力で賄われてきたものが成立し得なくなってきた。だからこそ、いろいろな知恵を絞って、多様な形で三重県の各地に訪れてもらえるような観光、環境をしっかりと整備していかなければなりません。

そのことを踏まえた上で、今後の団体客の観光、誘客に向けて、三重県の考え方を伺いたいと思います。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 失礼いたします。団体客の誘客について御答弁申し上げます。

27都道府県に発令されておりました緊急事態宣言等が、9月30日をもって全面解除となり、県内各地の観光地に観光客が戻りつつあるところでござい



ます。

例えば、伊勢神宮の10月の参拝者数は約35万人と、9月の11万人から3倍以上の増加という形になっているところでございます。

一方、観光関連事業者の皆さんからは、個人客に比べて団体客の回復が遅れているという声も届いているところでございます。一度に多くの消費行動を伴う団体客の回復は、県内観光地の再生において重要であると考えており、団体客の誘客に向けた取組を進めております。

令和3年度6月補正予算で御承認いただきましたが、県内旅行商品造成・販売支援事業は、旅行事業者が鉄道、バス、タクシー等を活用することや、観光地での消費拡大を図るため、土産物屋、飲食店、体験施設など2か所以上に立ち寄ることを条件に旅行商品を造成、販売し、団体旅行を中心とした観光客の獲得を図るというものでございます。

10月22日から販売を開始いたしまして、11月28日時点で150コースの旅行商品が造成され、2762人に御利用いただいております。

旅行商品の造成に当たりましては、議員から御指摘いただきました地域ならではの食を味わうことや特産品を購入できる飲食店、ドライブイン、土産物屋、観光施設等を旅行行程に合わせて組み込むということがやはり大事でございます。

このため、県としても、観光協会とか地域DMOと連携いたしまして、旅行事業者に対して情報提供することで、様々な地元の魅力や観光コンテンツを旅行商品に取り入れておるところでございます。

例えば、多度大社・アクアイグニスという目的とする旅行で、桑名市内の名産のハマグリを食べ、買物していただくとか、また、御在所ロープウェイ、なばなの里を目的とした旅行では、いなべ市内の農業レストランで昼食を取るなど、旅行事業者が地域の魅力ある資源を活用した商品造成をしておるところでございます。

また、団体旅行としての観点からは、教育旅行も重要と考えております。コロナ禍で疲弊いたしました観光関連事業者の早期回復を目的として、令和

2年度から、県内の学校が県内で実施している教育旅行に対する支援も行っておるところでございます。

県といたしましても、市町や観光協会と連携いたしまして、旅行事業者に対して魅力ある地域資源の情報を積極的に提供することで、団体客をはじめ観光誘客に、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

何とんでも、このバスというのはかなり大型なものですから、個人客に大きくシフトをしている中で、大型バスを止められるスペースはかなり限られてきているんだろうと思います。

ですので、今までのように一事業者が営んでいるドライブインとかだけに限ることなく、市がやっている駐車場にバスが止められるようにするとか、少し工夫をして知恵を絞りながら、いろんな関係者と連携していくということが、コストを最小限に抑えながら誘客していく上では重要だと思いますし、そして、県内各地にそういった一つ拠点になるような、お昼を食べる場所ですけど、をつくっていくことというのが、今後に向けて私は重要だと思いますので、ぜひ新型コロナウイルス感染症によって失われた需要を喚起するための施策などを打っていく際に、そういった視点も少し持っていただきながら取り組んでいただければなと思います。

そして、少し時間ありませんが、最後に、観光業のてこ入れについてお伺いしたいと思います。

少し、先ほどの質問ともかぶるところではありますが、新しい生活様式が定着しつつある中で、コロナ前の状況とは少し変化してきています。三重県でも、先ほどの御答弁にもありましたように、県内旅行を中心に需要喚起の策を講じてもらっているところでもあります。

しかし、これは2年近くにわたり需要が冷え込んでおり、さらには旅行の形というものも少し変化してきています。

そのような中で、新しいビジネスモデルをしっかりと旅行事業者において

も構築してもらわなければ、なかなか新しい生活様式に合わせたビジネスチャンスは私は生まれてこないと思います。

今までの需要喚起策の中では、一部ちょっと狙いとは違ったところに資金が流れているんじゃないのかなと思うようなところもありますし、あるいは、制度の趣旨と若干違った使い方をされているようなところも見受けられなくはありません。

しかし、広い意味では、需要喚起のために取り組んでもらっていることであり、なかなか想定外の、当初は想定していなかったような使われ方をされたりとか、動き方をしたりとかということもあり得ると思いますので、今後、しっかりとそういった反省も踏まえた上で、各施策を講じていただければなと思っています。

とりわけ、今旅行事業者の方々にお聞きしても、非常に県などが講じていただいている喚起策というのはありがたいというお声も数多くお聞かせいただきますが、その一方で、やはり平日、閑散期のでこ入れをいつまでやってもらえるんだろうという不安を感じられている向きもあります。

こういったところに注目していただいて、ぜひ少しでも長く、継続的に一定の期間、支援していただくということが私は重要だと思っておりますので、その点ぜひ御検討いただければと思います。

そこで、中長期的な観光に対する需要喚起策についてそのお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔小見山幸弘雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（小見山幸弘） 失礼いたします。御答弁させていただきます。

まず、旅行需要の平準化のお話がありましたので、少しその点にも触れさせていただきますのですけれども、今年度の旅行需要の喚起策ということで、みえ得トラベルクーポン事業をさせていただきました。第1弾ということで、夏休み、夏季なのですけれども、そこの中でも、やはり議員から御紹介のあ

りましたとおり、なかなかやっぱり週末は多くのお客様に来ていただきますけれども、平日はなかなか受け入れる余地が、まだまだお客様を受け入れる余地があるということですね。

10月15日から11月末まで実施いたしましたみえ得トラベルクーポン事業におきましては、その点も考えまして、国に先駆けまして、平日対策として、平日の宿泊割引を引き上げたというような形で取組させていただきました。

そうすると、平日1日当たりのクーポン利用者が休日の約6割増しになるということで、一定の成果を上げることができたところで、これにつきましては、検証の結果、事業者の皆さんの声もいただき、好意的な声もいただきまして、12月1日からも同様の仕組みでということとさせていただきます。

一方、先日、国におきまして、今後の観光需要喚起策として、年末年始の感染状況を改めて確認した上でございますが、令和4年1月下旬から2月からゴールデンウィークまで、新たなGo To Travelを実施と、また、ゴールデンウィークからは、夏の繁忙期までは同事業を都道府県が実施するよということが発表されました。

県におきましては、都道府県における新たなGo To Travel事業に加え、その後、予想されます反動減対策とか、その先の冬の閑散期対策として三重県独自事業を展開するなど、感染状況を見極めつつ、観光事業者への切れ目のない支援、中長期的な需要喚起について検討してまいります。

以上でございます。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。

三重県の施策には大変多くの皆さんが期待しておりますので、ぜひ本当に困っているところに適切に届くように、一つ一つの事業を検討して、狙いどおりにフィットするように、しっかりと取り組んでいただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

休 憩

- 副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。  
午後 2 時 11 分休憩
- 

午後 2 時 20 分開議

開 議

- 副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。23番 濱井初男議員。

〔23番 濱井初男議員登壇・拍手〕

- 23番（濱井初男） 新政みえ、多気郡選挙区選出の濱井初男でございます。

知事、よろしく申し上げます。どなたかが私と知事が、何か雰囲気がよく似ていると言われたんですが、びっくりしまして、一回り以上お若いのに。すばらしい知事だなと思っておりました。私も褒めていただいたのかなと思いました。決して、知事の足元に及ばない人間でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、12月3日、金曜日でございますけれども、午前6時半頃に山梨県東部で震度5弱、そして同じく午前9時半頃には紀伊水道で震度5弱の地震が発生いたしました。

大きな被害には至らなかったのが幸いでございますけれども、改めて、日頃の備えの大事さが思われました。県民の皆さんには、改めて日頃からの備えをお願いしたいと思います。

それでは、今日は大きく二つございます。

まず、1点目が、県の社会資本整備についてということと、それから、もう一つは、熊野古道伊勢路につきまして、特に追加登録についての思いがございますので、この2点に絞って質問させていただきたいと思います。

それでは、1点目でございます。

その中で、強靱な県土づくりについてということでお伺いしたいと思います。

令和3年は、紀伊半島大水害、東日本大震災から10年の節目の年でございます。本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されておるわけでございます。また、全国的にも、近年台風に伴う大雨等によりまして、被害が甚大化する傾向でございます。

このような大規模自然災害等に対する防災・減災の取組が重要かつ喫緊の課題でございますから、現在、県は市町とも連携しながら熱心に取り組んでおられます。

国におきましては、平成25年12月に、東日本大地震の教訓から大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりを目指すために、国土強靱化基本法が成立、施行され、そして、翌年6月には国土強靱化基本計画が、さらに、三重県におきましては、国と地方が一体となり、国土強靱化への取組が必要との考えから、平成27年度7月、三重県国土強靱化地域計画が策定されたところでありまして、おおむね5年を見据えて見直していくこととしております。現在に至っておるわけでございます。

また、県は、国土強靱化地域計画に基づきまして実施される取組等に対する関係府省庁の支援等を活用しながら取組計画のさらなる加速を図っていくとしておるわけでございます。

国からは、道路、砂防、港湾等の重要インフラの機能強化などのため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に続きまして、令和3年度から防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策がスタートいたしました。

そのような中、一見知事は、本年11月15日、16日に、国に対して、令和4年度予算の確保に向けた国への要望をされたところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策のための医療提供体制の整備やワクチン接種体制の整備、農林水産業の支援、地方への観光誘客に向けた取組、さらに、リニア中央新幹線の早期実現、そして、全線開業、防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進など17項目を9関係府省庁に要望されました。

これら令和4年度予算確保に向けた国への要望のうち、国民の安全・安心の確保、社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大、豊かで活力ある地方づくり、分散型の国づくりに資する社会資本整備の推進及び社会資本整備に係る地方財政への支援・充実について、特に、道路に係る部分についての、斉藤国土交通大臣等の担当大臣の返答内容について、令和3年定例会11月定例会で、知事提案説明の中でも説明を受けましたけれども、どのような感触を持たれたかも含めて、改めて知事からその状況をお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 濱井議員から雰囲気似ているというお話を頂戴して、とても光栄に存じます。

本日はネクタイもレジメンタルをしていただいて、そういうところも、私、非常にうれしく思っているところがございますが、少しでも濱井議員に近づけるように、これからも精進してまいりたいと思っておるところでございます。

道路でございますけれども、非常に重要でございます。

観光活性化のためにも重要でありますし、産業振興のためにもやっぱり道路というのはなくてはならないものでございます。

私の知事としての選挙期間中でありまして、8月に熊野市まで近畿自動車道紀勢線がつながりました。これを期待する声は、選挙期間中、いろんなところでお話をやっぱり聞くことがございました。

それだけやはり地元の期待も大きいですし、それから、先ほど申し上げました、産業、観光も含めた影響は大きいものであります。

御指摘いただいたように、11月ですが、15、16日で国に要望してまいりま

した。国で働いていたこともありまして、多くの大臣が会っていただきまして、これは非常にありがたいことだと思っております。

二之湯国土強靱化担当大臣は、国土強靱化を推進するために必要かつ十分な予算をお願いいたしますと申し上げてきたところでございますし、御指摘いただきました斉藤国土交通大臣には、近畿自動車道紀勢線早期の全線開通とかリニア中央新幹線とかを要望してまいりました。

両大臣からは、しっかりと取り組んでいきますという心強いお言葉を頂戴したところでございます。

また、12月3日、先ほど地震のお話をいただいた日なんですけれども、私、名古屋市に出張をしております、NEXCO中日本の三宅社長を訪問しまして、近畿自動車道紀勢線、それから東海環状自動車道、鈴鹿亀山道路などについて要望してきたところでございまして、これもしっかりと頑張っておりますという言葉をいただいております。

なお、地震がございましたものですから、直ちに、熊野市長には御連絡いたしましたまして、名古屋から電話しまして、大きな被害はないところですよということで、もし被害があれば直ちに取って返そうと思っておりましたけれども、被害が少なかったというのは幸いなことであつたと考えているところでございます。

道路は、先ほど申し上げましたとおり産業のためにも必要であります、それだけではなくて、命の道という言葉がございましてけれども、県民の命と暮らしを守るためにも非常に重要なものであります。

ミッシングリンク、これはなるべく早くつなげる必要があります。産業の振興のためだけではなくて、もし、一般道が通れなくなったときに高速道路を使って物資を輸送したり人を運ぶ、これが重要でありますので、そういった点でも、道路の整備をしっかりとやっていきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたが、一般道の代替路という意味でも重要です。

逆に、高速道路の代替路としての一般道も重要でございますので、両方の道路をしっかりと整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。



[23番 濱井初男議員登壇]

○23番（濱井初男） ありがとうございます。

国へ行かれて両大臣からも、そしてNEXCO中日本からも、しっかり取り組んでいくと、こういうお話でございました。

やはり、県民のために、県民の安全・安心のために取り組んでいただける知事であると確信いたしましたので、よろしく願いいたします。

国に対しましては、早期事業化のために、予算確保や技術支援等の事柄につきまして、今後も機会あるごとにしっかりと御要望いただきたいように思います。

また、予算の示達後、予算の配分時期等もございますけれども、速やかに執行していただくようお願いいたします、次に移らせていただきます。

次に、国土強靱化の取組のうち県土整備部では、国が令和3年度から5か年加速化対策をスタートするに当たりまして、道路、流域、都市公園等、県管理施設への主な対策につきまして、計画的に推進するための5年後の達成目標を定められたところでございます。

そこで、特に緊急輸送道路は、災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保するための路線でございまして、高速道路や一般国道及びこれらを連結する幹線的な道路に係る部分について、今後の目標を県土整備部長にお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

[水野宏治県土整備部長登壇]

○県土整備部長（水野宏治） 道路に関する国土強靱化の5年後の達成目標についてお答えさせていただきます。

今年5月に、県民に分かりやすく伝えて、そして理解を得てスピードアップして国土強靱化対策を進めていくために、県独自で、これは全国の都道府県では初になるんですけれども、5年後の達成目標を策定させていただきました。

その中で道路の部分につきましては、特に緊急輸送道路をターゲットにし

で目標を設定しているところでございます。

具体的な対策については、例えば、道路ののり面、盛土で豪雨時に崩壊するリスクがある箇所の対策について、5年後には約4割、全体で149か所ございますけれども、そのうち60か所を終わらせるといったような目標、あるいは、河川をまたぐ橋梁について、橋脚が多い橋梁につきましては、水圧や流木で橋自体が流失するリスクがあるために、橋脚数の少ない橋梁への架け替えを約5割完了すること、全体で8か所ございますけれども、その半分4か所を終わらせるということ。

三つ目として、車の擦れ違いもできない未改良の道路について、約6割について整備に着手すること。全体で19キロメートル、未改良区間ございますけれども、そのうち12キロメートルについて着手していくといったような目標設定をしているところでございます。

緊急輸送道路につきましては、先ほど御紹介ございましたけれども、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の活動のために緊急車両の通行の確保をする必要がございます。

県管理道路につきましては1095キロが緊急輸送道路に指定されているところでございます。引き続き、国土強靱化の予算も活用しながら防災対策を加速してまいります。

さらに加えて、この5か年の対策で残される箇所といったところもございます。そういった箇所について引き続き財源を確保する必要がございますので、これについても国に要望していきたいと考えてございます。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） ありがとうございます。

よく分かりました。これはこれで結構だと思います。

橋梁の耐震補強については、いかがでしたですかね。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 橋梁の耐震補強について御説明させていただきます。

現在、耐震補強については、緊急輸送道路について88%完了しているところでございまして、5年後の達成目標においては、これは少し、年度が令和8年度にずれ込むんですけれども、100%完了させるという目標で進めさせていただいております。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） 次に行きます。

2番目の道路行政についてでございます。

道路は、先ほど知事からもお話ございました。まず、安心・安全の確保、それから産業振興、あるいは県内外の交流・連携に寄与するものでございまして、また、今後目指すべき社会を考えたときには、環境に配慮した道路、私が思うんですけれども、例えば道路の新設は少なからず環境を犠牲にしますよね。

このため、地域の方との話合いも含めながら、コース選定や、あるいは建設残土の活用などの視点を取ったり、あるいは道路の使いやすさや道路空間を活用した憩いの施設、これは道路脇空間への花とか花木とか、そういう植栽の視点も重要かと考えます。

さて、先日、大台町で県土整備部長が道の駅について講演されました。御多忙中、新型コロナウイルス感染症が収まっているこの時期を見計らった講演でございました。

私も西場議員と共に拝聴させていただきました。分かりやすく、すばらしい中身である講演内容だったと好評でございました。ありがとうございました。

講演の中で、道の駅は、休憩機能のほか、情報発信機能、地域連携機能の役割を果たしてきたところでございますけれども、国では、道の駅を地方創生あるいは観光を加速する拠点、防災拠点へとする取組が進められていることを御紹介いただきました。県民の皆様にもこのことを知っていただきたいと思っております。

県土整備部としましては、今後の道の駅の利活用をどのように考えている

か、お伺いしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 今後の道の駅の利活用についてお答えさせていただきます。

その前に前段として、この道の駅の利活用を進めていこうとしている前段としての思いについて少し答弁させていただきます。

今後の道路政策、大きな方向性として、整備重視から利用重視への転換を図るとされているところでございます。

そういった大きな道路政策の方向性の中で、今後の計画論を考えていくと、自動運転社会を見据えていかななくちゃならないと考えてございます。

自動運転社会は、車両を個人所有から共有するシェアリングの社会へと変わっていくものとされているところでございます。

特に、道路整備については、10年、20年ということで、整備するのに時間がかかるといったところございますので、そういったタイムラグを見込みながら未来について考えていくといったことが重要だと思っています。

そういった面において、これまでのように、ネットワークだけではなくて、道の駅だとか、あるいは交通ターミナルといった拠点の計画、さらに、ICTを使った交通マネジメント計画、ネットワークと拠点とマネジメント、この3点セットの計画といったことで進めていかなければならないと考えているところでございます。

こういった方向性も踏まえて、新たな広域道路交通計画について、三重県としてもこの3月に策定させていただいたところでございます。

こういった計画をベースとしながらも、今後の個別の政策、道路の政策としては、国土の面積のうち道路の面積というのは約3%を占めているところでございます。三重県の面積と比べてみると、三重県の倍の面積、総面積の倍の面積が全国の道路の面積となっているところでございます。

そういった道路空間をしっかりと今後は活用していくということが利用重視という面からも大事だと考えているところでございます。

一方で、これまで、道路管理者と、あと、地域が別々に観光だとか、あるいは福祉だとか、そういったような政策を立てていたと思っていて、道路管理者としては、間接的な関わり合いといったことになってきたと思っております。

しかしながら、今後は道路管理者としても、地域の観光、防災、福祉、経済などと直接的にリンクしていくといった政策を展開する必要があると考えているところでございます。

こういった方向性、私の思いの中で、今後の道の駅の利用についてお答えさせていただきます。

道の駅につきましては、昨年の議会でも答弁させていただきましたけれども、防災が重要ということで、防災道の駅ということで国土交通省の新しい認定制度がございましたので、道の駅伊勢志摩と連携しながら、この認定を勝ち取るために進めてきたところであり、今年6月に道の駅伊勢志摩が防災道の駅に全国初で認定されたところでございます。

こういったことで、防災面での道の駅の機能強化を進めていくことはもちろんのこと、今後は、ポストコロナを見据えた観光の復興といったものに対する取組も進めていく必要がございます。

このため、先月、大台町にて道の駅奥伊勢おおだいを題材にして、観光に関する提案を1時間ぐらい、地域の方々に私から御説明させていただいたところでございます。

具体的には、今後は道の駅単体で考えるのではなくて、高速道路のパーキングエリアだとか、あるいは、観光地の宿泊施設等と新しい連携を構築していくこと、そして、特にリアルな空間において、連携してPRしていきましょうじゃないかといったような提案をさせていただいたところでございます。

こうした道の駅奥伊勢おおだいを第1弾として、大台町をはじめとする関係者と連携して、県としてもこの道の駅の観光利用といったものを地域振興と併せて積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

というのも、これまで、道の駅は、国と市町村とで直接お話をして進めてきたというところがあって、全国的になんですけど、県としてはあんまり関わっていないといったような現状になっておりました。

私も三重県に来させていただく前の国土交通省時代において、しっかりと国と市町村との関わり合いだけでなく、県もしっかり関わり合いを持つべきだということで、いろんな政策展開を考えてきたところでございます。

また、三重県に来させていただきました。そういった思いをしっかりと実現するように取り組んでまいります。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） ありがとうございます。

部長の思い、本当にしっかりと私の心に収まりました。地域の方たちと一緒にさせていただいて、地域の活性化のために御尽力いただけるものと確信いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、時間の都合がございますので、先へ進ませていただきます。

三重県新広域道路交通計画についてでございます。

県では、三重県新広域道路交通ビジョン及び三重県新広域道路交通計画を本年3月に策定されました。

広域道路につきましては、平成6年に広域道路整備基本計画が策定されましたが、その後、20年以上見直しは行っていませんでした。

おおむね20年から30年を計画期間としたものでございまして、先ほども部長からもお話ございましたけれども、広域道路ネットワーク整備や交通・防災拠点、あるいはICT交通マネジメントに関する具体の計画も示されております。

ちょっとパネルを御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）これでございます。

このパネルを見ていただきますと、広域道路ネットワーク、ちょっと字が小さいんですけども、御覧いただけると思います。

この中で、私がちょっと注目したいのは、東西のこの構想の道路でござい

ます。ここが、あまり今まで語られていなかったといいますか。これが構想段階ですけれども、挙がってきたということでございます。

南北の縦断する道路につきましては、ほぼ完了に近い状況になっておりますけれども、これの構想道路はまだまだこれからの話でございます。

そして、この右にあります伊勢湾のところにあります道路も、やはり将来的には考えていただければならん、このように思うわけでございます。

当面は、広域道路ネットワーク計画の中でも、少し早めにこの事業をするための調査中であるところとかございますので、ここら辺はしっかりと早いところ進めていただければならん、こんなふうに思っております。

それからもう一つ、これも見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

御手元でございますけれども、こちらのほうも、やっぱり三重県内の主要事業図ということで出されておまして、こちらのほうも、しっかりと考えながら進めていっていただきたい。

これは恐らく5年、6年先の道路計画でございますけれども、こちらのほうも早めに事業化をされていくようなことでお願いしたいなと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

詳しくはまた、皆さん方も県土整備部の資料等にも出ておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

こんなことで、特に、広域道路ネットワークにつきましては注目したいと思っておりますけれども、南北を縦断します高速道路は、先ほども申しましたけれども、完全にもうほとんど整備されつつありますので、手つかずのこの横の線、東西の道路、構想路線に挙げられたこの部分を、しっかりと中長期的な視点で整備が必要とありますので、そこら辺をもう一度県土整備部長のほうから、どのような考え方で進められておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 今後の道路の整備について広域的な幹線道路ネットワークの観点でお答えさせていただきます。

まず、三重県の地形といったものを考えるときに非常に南北に細長い地形でございまして、これは日本全体の国土と同様でございます。

我が国の高速道路の整備は、東名高速道路、名神高速道路など国土を縦貫する路線から始まって、東海北陸自動車道、あるいは磐越自動車道など横断する路線へと順次整備が進んできたところでございます。

三重県におきましても、同様に南北を縦貫する高速道路の整備が進んでおり、現在事業中の紀勢線の25キロメートルが完成すれば、南北軸がつながるという意味において実現する形になります。

この南北軸の実現によって、例えば高速道路がない場合であったならば、東名阪自動車道の長島インターチェンジ付近から、近畿自動車道紀勢線の紀宝インターチェンジ付近まで、一般道で、大体、休憩も含めて7時間から8時間かかっていたものが、約2時間半と大幅に時間短縮されることとなります。

言わば、三重県の地形が南北約170キロメートルという距離から約3分の1の60キロメートルに縮むといった形になります。

このように非常に高速道路、高速性といったものに効果があると考えてございます。

ただし、この南北軸については、高速道路は脆弱な2車線の区間といったものが多いので、防災の観点からも4車線化が必要だと考えてございます。

そして、南北軸の次は、全国で横断道の整備が行われたのと同様に、三重県でも東西軸の整備を考えていく必要がございます。

具体的には、北勢地域の鈴鹿亀山道路、中南勢地域の伊勢湾口道路、東海南海連絡道、伊勢志摩連絡道路、東紀州地域のアンカールートなどが挙げられます。

今後の東西軸の充実によって、県内各地域の経済面や防災面での連携を強化するとともに、その先の県外の地域との連携をより意識した道路政策を、東海環状自動車道だとか、あるいは計画中の名神名阪連絡道路も含めて展開していく必要があると考えております。



こうした東西軸について、かなり構想路線という話がありましたけれども、計画の熟度を上げるべく、今、県土整備部で検討を進めているところでございます。

一日も早くこうした東西軸が実現するように、地域の皆様方も熱い思いを要望していただけるとありがたいなと思っております。

また、こうした広域的な幹線道路だけではなくて、生活道路といったものも大事だと思っております。

生活道路のポリシーとしては、道路政策全体として、車中心から人中心の道路空間に取り戻すというのが大きな方向性でございます。

通学路をはじめ、あるいは、道路空間でのいろんな花、緑の植樹も含めて、しっかりと利活用を進めていきたいと考えてございます。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） ありがとうございます。

先般、本年6月の一般質問におきまして、山本教和議員の質問に対しまして、地方主導で考えて、アイデアをスピード感を持って実現していく枠組みについてお話しされました。

これも、今後、策定されると思いますこの枠組みにつきましても、心から期待させていただきますのでよろしくお願いします。

それで次の質問に移らせていただきます。

地域の道路整備についてでございますけれども、これは要望に抑えさせていただきますしたいと思います。

県道松阪度会線、土羽、野中間のバイパス整備及び地元からはバイパス整備の要望もあります県道大台宮川線、天ヶ瀬の事業の進捗状況をお聞きしたかったんですけれども、これは地方のほうの建設事務所でもお聞かせいただきましたので、今回は結構と思います。

そして、三重南北縦貫道路建設促進期成同盟会からも提出されています要望につきましても、やはり早期の事業化、特に身近な退避箇所の実現などに向けて、私からも要望させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

した。

それでは、引き続きまして、2番目の熊野参詣伊勢路についてでございます。

まず、世界遺産未登録部分の追加登録でございます。

これは、私以外にもこういったことの質問を、例えば東議員も結構言われました。

熊野参詣道伊勢路、通称では熊野古道伊勢路でございますけれども、古くから地域の人々の暮らしと一体となった庶民の道でもございます。

新宮から熊野に向かって多くの人々が歩いた巡礼道としての祈りの道とも言われております。

現在、世界登録されていますのは、熊野からツツラト峠まででございます、それより以北の伊勢路は未登録でございます。

熊野古道伊勢路のブランド力を上げることによって、本質的価値を維持し、高めることになると思います。

未登録部分の追加登録に向けた観点から、未登録の文化財を引き続き保護していくとともに、20周年を迎えるに当たっての世界遺産への追加登録へ向けて機運を高めることが必要だと思います。

そこで、世界遺産追加登録に至るまでの流れを簡潔に、また、機運の醸成につきまして、教育委員会の立場からどのように考えておられるのか、教育長からお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 世界遺産の追加登録についての手順でありますとか、これまでの取組等について御答弁申し上げます。

紀伊山地の霊場と参詣道は、平成16年度に世界遺産として登録され、その後、県教育委員会では、登録地域外も含めて道標や石仏、それから石段・石畳など、世界遺産に関連する資産の調査を続けてまいりました。

平成28年度からは、関係市町に、世界遺産登録後に新たに確認された古道の区間など、世界遺産の追加登録の候補となり得る地点について照会をいた

しまして、その把握にも努めているところです。

令和2年度からは、追加登録に資する学术论文の収集や、それに基づいた現地調査など、独自に基礎的な調査についても行ってきたところです。

それから、追加登録の手順についてですが、平成28年度に和歌山県が追加登録をされた際には、まず、和歌山県と関係市町が共同で学術調査を実施し、文化財としての価値を明らかにするとともに、測量調査を該当市町が実施して範囲を確定し、所有者の同意を得た上で、世界遺産登録の前提となります国の史跡の指定を受けております。この間、5年半ほど要しているということです。

その後、各市町が、資産を取り巻くバッファゾーンと言われますけれども、そこを保全する条例を制定するとともに、県が世界遺産の保存活用計画の改定を行いまして、3県で調整した上で、国がユネスコに追加登録の提案を行うということになります。

こうした追加登録には専門的で多岐にわたる取組を市町と県が連携して進めていくということが必要になります。

また、追加登録は、何度も繰り返してできるということではないことから、既に登録資産がある大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町の6市町だけでなく、玉城町、多気町、大台町も含め一体的に取組を進めることが必要です。

そのためには、地域の方々がぜひとも世界遺産の追加登録を実現したいということで盛り上がっていただき、各市町も積極的に取り組んでいただくことが重要となります。

こうしたことから、世界遺産登録資産を有します6市町と三重県で構成します世界遺産保全推進協議会幹事会というのがございますけれども、ここに令和3年度から、玉城町、多気町、それから大台町の参画も呼びかけているところです。

今後とも、県教育委員会では、追加登録の可能性のある文化財につきまして、市町教育委員会と共に現地も歩きながら、専門的な見地から古道がよく

残っていると判断される部分など、価値の認められる範囲の確認を行ってまいります。

また、地域で開催されます講演会、イベントなどに、世界遺産に詳しい職員を派遣するなど、様々な取組にも積極的に参加しながら、より多くの方が世界遺産追加登録を実現したいとなるように努めてまいります。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） ありがとうございます。御丁寧に御説明いただきました。

去る11月8日にグリーンプラザおおだいにおきまして、熊野参詣道伊勢路と世界遺産～熊野古道文化講座～が開催されたところでございます。

世界遺産登録追加登録を目指す熊野古道伊勢路を結ぶ会の主催で、参加者は約60人、講師は県教育委員会の伊藤文彦さんでございます。

講演の後、熱心な質問と答弁がありまして、関心の深さを実感させられたところでございます。今後も場所を変えて講座開催を予定されておるようでございます。

このように、機運の高まりも非常に出てきたと感じます。

世界追加登録には、測量・調査から追加登録まで少なくとも六、七年はかかるようでございます。

過日、和歌山県にお伺いいたしまして、追加登録に関してお聞きをいたしました。お聞きまして、気になったところがございます。

和歌山県では、再度の追加登録のために、国史跡の指定に向けて、既に、関連文化財指定促進事業として現地の測量に着手しておるということでございます。一緒になってやっていきたいという御希望もございました。

つまり、本県においては、やっぱり追加登録のラストチャンスではないかと思っております。

和歌山県や奈良県と連携を今まで以上に密にさせていただいて、地域連携部と、そして教育委員会が連携しながら、関係部局横断的に協働しながら、未登記の部分、漏れている部分も含めて早急に追加登録への検討をされること

を強く要望しておきたいと思います。

それでは、次に、世界遺産登録20周年に向けて、南部地域活性化局長にお伺いしたいと思います。

世界遺産登録20周年でございますけれども、これは地域にとって大きく飛躍するチャンスと考えておるわけでございます。

そのためには、今後、市町や地域の保全団体等との連携強化、あるいは議論が必要と考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響で集まる機会が非常に少なくなっておりますけれども、関係者間での議論をする場づくりを考えていただいたらどうかと思います。

特に、追加登録につきましては、登録に向けてのロードマップ及び先ほど申しましたが、部局横断的な協議の場、それから、これの調査、測量の事業化を求めたいと思います。

また、老朽化した案内板や道標の更新・統一化、バリアフリー化をしっかりと求めたいと思います。

さらには、令和元年11月に世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書を締結いたしましたスペイン・バスク自治州との連携が新型コロナウイルス感染症の影響のために、写真展やオンライン会議での政府間交流にとどまっているようでございますけれども、対面での交流が進んでいない現状でございます。

バスク自治州との交流を締結5周年に当たる世界遺産登録20周年に向けて、今後の積極的な交流等が必要と考えるわけでございます。

熊野古道アクションプラン3の見直しの中で、検討会での議論を尊重しながら、これらの追記を求めたいとこのように思います。南部地域活性化局長に答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） それでは、熊野古道の世界遺産登録20周年に向けての取組についてお答えさせていただきます。

平成16年に世界遺産として登録された熊野古道は、令和6年に登録20周年を迎えます。

本年は、20周年の3年前となっております、どのような事業を展開していけばよいか、熊野古道伊勢路を愛する関係者の皆様と共に意見の交換を始めたところでございます。

熊野古道伊勢路に関わる地域の団体や個人、それから企業等が一堂に会し、意見交換や調整をしていく場としまして、熊野古道協働会議がございまして、県がその事務局を担っているところでございます。

そこでは、熊野古道アクションプログラム1、2、3、今、3ですけれども、これを熊野古道の保全と活用のための10か年の活動指針及び取組の方針として、平成27年3月に、この協働会議で取りまとめられたものでございまして、現在、その協働会議の中で中間見直しを行っているところでございます。

その議論の中で、大きな柱というのが議論されていまして、熊野古道伊勢路の本質的価値の再認識と再啓発の必要性ですとか、持続可能な古道保全の取組の構築の必要性といった視点が出されておりました、これを大きな柱とすべきという方向性が議論されております。

また、個別の課題としましては、古道を担う次世代の人材育成ですとか、案内板・道標の老朽化と表示の方法ですとか、バリアフリーに向けた取組の視点ですとか、追加登録の機運醸成といった意見が出されており、これらの取組を進めることは、熊野古道伊勢路の魅力を高めることにもつながっていくと考えております。

また、サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路を有するスペイン・バスク自治州との連携につきましては、本県は、令和元年11月に世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書を提携したところございまして、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響で国境を越える人的交流はできないものの、相互の国で互いの巡礼道を紹介する写真展の開催とか、オンライン会議による情報共有や意見交換等を続けているところでございます。

世界遺産登録20周年を迎える令和6年は、覚書締結5周年にも当たりますことから、これを好機としまして、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、人的交流も含めたさらなる協力・連携を深めることが必要ではないかと考えておりました、このことが、熊野古道としても本質的価値である参詣道としての価値の再認識や地域内外への啓発につながっていくものと考えております。

世界遺産登録20周年に向けまして、熊野古道に関わる人材の育成も図りながら、今後、熊野古道協働会議や地域の団体、15周年でお世話になりました各種団体などにも改めて御協力をお願いし、熊野古道の魅力、例えば先ほど柱としてきました熊野古道伊勢路の本質的価値ですとか、持続可能な保全の仕組みといったところにもアプローチしていけるようにしっかりと意見交換させていただいて、熊野古道伊勢路を愛するより多くの方々に喜んでいただけるような20周年を記念する事業を構築してまいりたいと考えております。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） この中で、やはり追加登録について、しっかりと見直しの中へ追及をお願いしたいと思います。検討会の中でも、そういうお話が出てくると思います。

かねてから私も、この話を皆さん方もさせていただいておりますけれども、今がラストチャンスでございますので、ぜひともお願いしたいなと思います。

それから、過去にも、一般質問で多くの議員の皆さんが取り上げられました担い手の確保、それから、その中でも特に若年層、次世代の人材育成への取組について、先ほど、人材育成も頑張っていきたいと言われましたけれども、今後の進め方、あるいは企業との連携についても、もう少し詳しくお話しいただければと思います。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） 熊野古道の保全についてお答えさせていただきます。

世界遺産登録から今年で17年を超えておりまして、熊野古道の保全に関わる関係者の方々の高齢化は顕著になっております。新たな担い手の確保が重要な喫緊の課題だと認識しております。

先ほど申しましたように、熊野古道アクションプログラム3の見直しに当たりまして、保全団体の方々からは、保全団体の会員は高齢者ばかりで人手が足りない、若い人の力が不可欠であるとか、ボランティアで続けるには、体力、資金ともに限界といった切実な御意見を頂戴しております。

また、長きにわたりまして保全活動に携わっていただいた方から、高齢のため、熊野古道協働会議の活動からは御無礼させていただきたいという趣旨のお手紙を頂くこともあります。

その都度、これまでの活動のお礼と手紙をお出しさせていただいたところでごさいます、まさしく待ったなしの課題だと認識しているところでごさいます。

こうした課題に当たりまして、県では、保全への関心を高め、将来の熊野古道を担う次世代の育成につなげていくため、熊野古道サポーターズクラブの会員を募っているところでごさいます、また、地元の高校生に、保全活動の重要性の意識の涵養を進めているところでごさいます。

また、地元の日頃の保全活動に加えまして、去る11月13日でごさいます、地元の保全団体と連携しまして、古道9か所同時並行で、熊野古道一斉クリーンアップ作戦というのを実施したところでごさいます、これには、サポーターズクラブの会員の方々、それからボランティアの方々、企業や地元の高校生など、総勢約80名の方が参加していただきまして、未来に向けて古道を守っていく心が一つになったと感じているところでごさいます。

また、世界遺産としてまだ登録されてはおりませんが、その区域の保全も大切と考えておりまして、12月11日には多気町の女鬼峠、女の鬼の峠と書きますけれども、これは有名な五桂池のすぐ南のほうでごさいます、その女鬼峠でサポーターズクラブの清掃ウォークを実施させていただき予定でごさいます、天候も回復していただきたいんですが、これには私も参加



させていただいて、一緒に汗をかかせていただきたいと思います。

熊野古道の保全に関わる新たな担い手の確保には、関係者の方々が一丸となって取り組むことが大切でございます。

このため、先ほどの熊野古道協働会議の場などを活用しまして、企業のCSR活動、社会貢献活動による支援なども含めまして、さらに様々な手法やツールの活用を検討してまいります。

こうした様々な取組を通しまして、熊野古道への関心を着実に高め、持続可能な保全の取組の仕組みの構築を目指してまいります。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） ありがとうございます。

一緒に質問させていただければよろしかったんですけども、維持経費もやはり大事な話でございます。

前回、私どもの新政みえの津村議員から質問がありました自動販売機の設置ですけれども、今進捗状況だけ聞かせていただけませんか。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） では、熊野古道を保全するための経費、財源としまして、寄附金付きの自動販売機の設置についての状況についてお答えさせていただきます。

自動販売機の設置業者に連絡を取らせていただきまして、現在準備を進めているところでございます。

まず、第1には熊野古道センターへ配置できないかというところで調整にかかっておりまして、ただ、既に置いてある機械の一定の契約年限があるそうです。その切替え時にうまく合わせて置くといったことも必要だということですので、なるべく早い時期にそこに置かせていただけるようなことで調整させていただけないかということで、今現在取り組んでいるところでございます。

また、それが成功しまして、熊野古道センターで配置して、より多くの皆さんが使っていただけるということであれば、さらにほかのところにもそれ

を、ノウハウを発揮させていきたいなということで考えているところでございます。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） それでは、最後に、熊野参詣道伊勢路を生かした地域の活性化ということで、これは知事から御答弁いただきたいと思います。

熊野参詣伊勢路は、平安時代以降、時代とともに変容し維持されてきたものでございます。

道そのものがそれぞれの時代の歴史・文化を反映する遺産でございます。自然環境や生活環境などによって成り立っていきまして、先人たちが引き継いできた貴重な財産、資源であるところのように考えます。

このような貴重な財産、資源である道や寺院、神社などの文化遺産を、今後の地域の発展に生かしていくことは、個性豊かな地域づくりや地域内外の人々との交流につながってくる体験・学びの場としての貴重な資源でもございます。

これら貴重な財産・資源であります熊野参詣道伊勢路を生かした、この地域の活性化について、知事の御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 午前中の田中議員の御質問にもお答え申し上げましたけれども、文化を使った、文化財を使った観光って、これ非常に重要でありまして、外国の方から見れば、文化財、文化に触れることによってその国の様子がよく分かるということもありますので、非常に長い歴史を持ちますこの熊野古道を観光に生かしていくというのは非常に重要なことだと思います。

残念なことに、実は私はサンティアゴ・デ・コンポステーロもそうなんですけど、巡礼道を、熊野古道をまだちらっとしか見たことしかなくて、歩いていないので、歩きに行かないかんと思っているところでございます。

巡礼道を歩いたのはエルサレムのヴィア・ドロローサだけなものですから、この熊野古道もやはり1度歩いて実感してみないかんと思っているところで

ございます。

南部地域の活性化のためには、やはり食とそれから観光、これ大きな要素だと思っております。

私、熊野もそうですけれども、伊勢市とか志摩市も訪ねさせていただいて、非常に温暖な地域でもありますし、それから、海の景色がすごくきれいですよね。フランスのプロヴァンスにも似たような感じを受けたところがありまして、もちろんスペインのバスク自治州と、先ほど議員の御指摘もいただきました覚書の話もございますので、バスクも重要だと思いますけれども、欧米のエスタブリッシュメントには、バスク、スペインというよりもフランスといったほうが通じやすいところもあるものですから、相手によってそういう売り方もしていかないかなと思っております。

熊野古道は、登山のような峠もあるけれども、気軽に歩けるルートもあると聞いていまして、例えば浜街道のようなところと聞いておりますけど、高齢者やお子様連れの方にも楽しんでもらいたいと考えているところでございます。

これからの観光は、拠点型の観光になると思います。大事なのは宿泊施設と食と観光資源です。その観光資源の大きな要素になるだろうと考えておりますので、しっかりと私も考えていきたいと思っております。

〔23番 濱井初男議員登壇〕

○23番（濱井初男） ありがとうございます。

ぜひとも、知事には1度歩いていただきたい。職員の方もできればお願いしたい。私ももっと歩きたいと思えます。

それで、地域の方の安全、それから観光者の安全も国土強靱化でしっかりとやっていただく、それから道路も完成に近いですし、ぜひとも追加登録に向けて、調査・測量を早急に進めていただきたいと思えます。ラストチャンスだと思えます。

そのためにも、部局横断的な取組の仕組み、それから、調査・測量のための事業を始めていただきたいと思えますので、よろしく知事、お願いいたし

ます。

終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 常 任 委 員 長 報 告

○副議長（稲垣昭義） 日程第2、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。石田成生予算決算常任委員長。

〔石田成生予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（石田成生） 予算決算常任委員会における当初予算編成に向けての基本的な考え方に関する調査につきまして、御報告申し上げます。

当初予算編成に向けての基本的な考え方については、11月29日に本委員会でも部局ごとに調査を行い、11月30日及び12月1日には各分科会において、詳細な調査が行われ、12月2日の本委員会では、食料自給率の向上とそれに向けた地産地消の一層の推進、スクールソーシャルワーカーの拡充、交通安全施設の適正管理について、各分科会委員長から報告がありました。

県当局におかれては、本委員会や各分科会での議論・意見を踏まえた上で、令和4年度当初予算を編成されるよう要望します。

なお、今回の当初予算編成に向けての基本的な考え方の調査の際の説明資料につきまして、本委員会や各分科会で委員から議論がしづらいとの意見があったことから、県当局におかれては、今後の予算編成に関する調査に当たり、活発な議論ができるような資料の作成に努められるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○副議長（稲垣昭義） 以上で常任委員長の報告を終わります。

## 議 案 の 上 程

○副議長（稲垣昭義） 日程第3、議案第173号を議題といたします。

## 提 案 説 明

○副議長（稲垣昭義） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算1件について、その概要を説明いたします。

議案第173号の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に係る国のワクチン・検査パッケージ制度の導入に伴う取組等に必要となる経費として、一般会計で31億9737万円を増額するものです。

歳入では、国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で30億9000万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で1億737万円をそれぞれ増額しております。

歳出では、ワクチン・検査パッケージ制度の導入に伴い、飲食やイベント等で行動制限の緩和を受けるために必要となる検査の無料実施等に要する経費として30億9000万円を計上しているところでございます。

自宅療養者等への医療提供を充実するため、医療機関等への協力の支給や市町による自宅療養者への支援に要する経費として、1億737万円を計上しております。

以上が提案の説明となります。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（稲垣昭義） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明7日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明7日は休会とすることに決定いたしました。

12月8日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時26分散会